

要 請 項 目

石油コンビナート地域の強靭化について

【内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 地震被害想定等を踏まえ、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準について検証等を行い、耐災害性の向上や防災体制の強化を図ること。
- 2 事業者が実施する液状化・津波対策、護岸改修等の支援の継続と拡充に取り組むとともに、年度当初の事業執行でも活用出来る様に柔軟な制度運用を図ること。
- 3 経年劣化した施設の維持管理技術の開発や施設改修への支援の取組、また、保安人材育成の支援の取組を進めること。

■ 要請の背景

- 首都直下地震の被害想定においては、東京湾沿岸におけるコンビナート施設にて内容物等の流出約60施設、破損等約730施設の被害が想定されており、周辺地域への影響に加え、首都圏全体の市民生活や経済活動への多大な影響も懸念されることから、想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。
- 国においては、東日本大震災や被害想定調査結果等を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しや検証の実施とともに、災害時のエネルギー安定供給の観点から石油出荷設備等の強化や民有護岸の耐震改修に対する支援、加えて、IOT等を導入した産業保安の支援など、強靭化に向けた取組や人材育成の取組が必要です。
- 石油コンビナート地域における強靭化は、国、自治体及び事業者が役割に応じた取組が必要となりますので、国においては防災・減災対策の公的な支援の必要性、あり方について検討するとともに、実効ある対策を推進することが必要です。

■ 効果等

- 防災力、耐災害性の向上による首都圏の市民生活及び経済活動への影響の軽減
- 災害時におけるエネルギーの安定供給と速やかな復旧・復興

川崎臨海部の石油コンビナート地域の現状

- ・2,300の事業所が立地・59,000人が就業
- ・石油精製、鉄鋼、化学、電力、ガス等の多様な産業が集積しており、エネルギー産業が集まった日本を代表する石油コンビナート地区であり、本市のみならず、首都圏全体の市民生活や経済活動を支えている大変重要な地域。
- ・立地企業は多くの危険物を取り扱っていることから一定の災害対策を講じているものの、大規模災害時には周辺地域への影響に加え、市民生活や経済活動への多大な影響が生じる恐れがある。

＜首都直下地震における被害想定＞

内容物の流出 約60施設
破損等 約730施設

甚大な被害！

防災対策が
必要

首都直下地震対策、国土強靭化に基づく取組

川崎市では、以下の計画を策定

臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的とした「川崎市臨海部防災対策計画」
強靭化に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため「かわさき強靭化計画」

国、自治体、事業者が役割に応じ、連携して、 防災対策に取り組むことが必要

- 国
- ・技術基準等の策定
 - ・防災対策の支援 等

- 自治体
- ・法令等に基づく指導
 - ・立入検査・訓練等

- 事業者
- ・防災対策の実施
 - ・保安人材育成 等

取組を推進する
ために

国は首都直下地震の被害想定等を踏まえ、

- ・法令等に基づく技術基準の検証や見直し
- ・事業者の行う防災対策を支援する補助制度等の継続、弾力化
- ・I o Tによる維持管理技術の開発や施設改修への支援
- ・事業者が行う保安人材育成への支援

} が必要

外国人材の受入れ・共生のための施策の充実について

【総務省・法務省】

■ 要請事項

- 1 地方自治体が外国人の支援ニーズにきめ細かく即応できるよう、財政措置を講ずること。
- 2 外国人との共生社会の実現に向けた基本となる法律を整備すること。

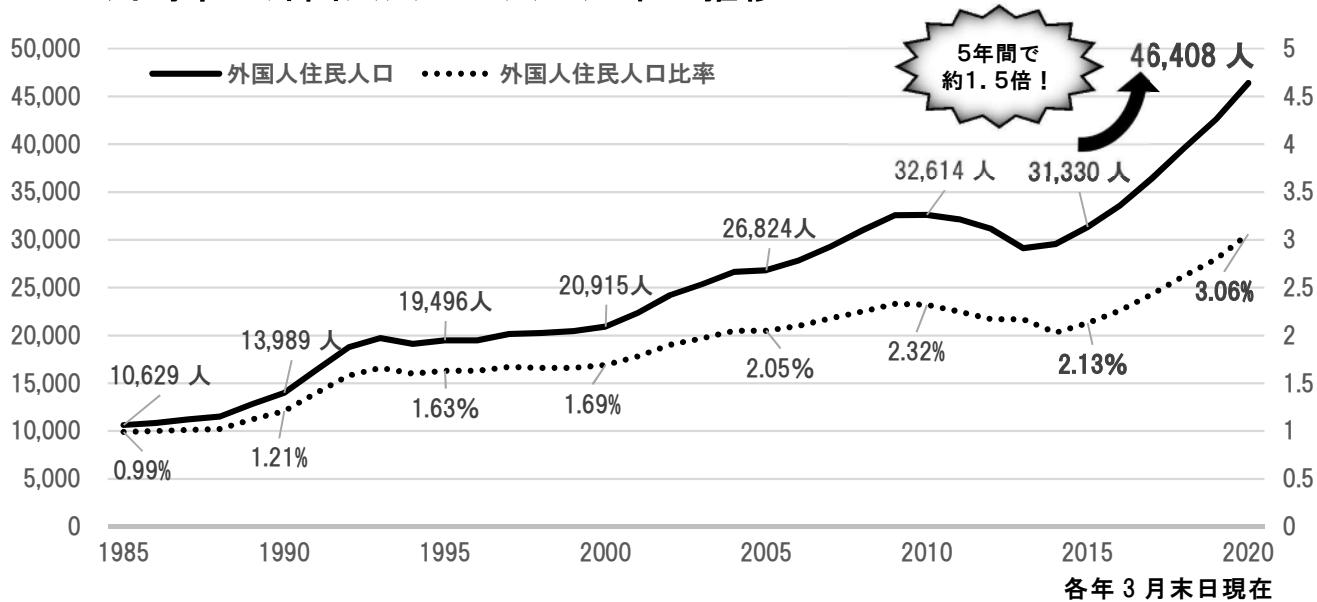
■ 要請の背景

- 川崎市には135を超える国・地域からなる4万5千人を超える外国人が生活しています。その数は5年間で約1万5千人も増加（約1.5倍）し、国の増加率（約1.3倍）を大きく超えています。多様な言語・文化的背景を持つ外国人が地域で安心して生活できるよう、支援ニーズにきめ細かく即応するための財政措置が必要です。
- 外国人との共生社会の実現に向けた取組は将来にわたる国全体の課題であるものの、現在では法的な位置づけがないまま、地方自治体独自の取組として実施されており、財政状況や支援に対する専門的な知見の有無などによって違いが生じていることから、共生社会を推進する法律を整備し、国と地方の役割と責任を明確にし、国と地方が一体となって共生社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

■ 効果等

- 地方自治体が地域の実情に応じて柔軟に活用することができる新たな財政支援メニューを創設するなど、十分な財政措置を講ずることによって、将来にわたり共生社会の実現に向けた取組を着実かつ持続的に実施していくことができます。
- 国と地方の役割と責任を明確にした共生社会を推進する法律の整備により、共生に関わる各主体が連携を図りながら効果的に取組を進めることや、国全体として必要な取組を地域の実状に応じてきめ細かに実施することができます。

■ 川崎市の外国人人口・人口比率の推移



■ 外国人相談 言語別相談件数（令和2年度）

相談言語	日本語	英語	中国語	韓国・朝鮮語	タガログ語	スペイン語	ポルトガル語	ネパール語	タイ語	ベトナム語	インドネシア語	その他	合計
相談件数（件）	692	679	314	36	210	185	93	470	148	44	22	2	2,895

■ 川崎市の取組例

多文化共生社会推進指針	外国人市民代表者会議	外国人市民意識実態調査
広報資料の多言語化	やさしい日本語ガイドライン	外国人市民情報コーナー
SNSによる情報発信	外国人相談窓口	区役所総合案内の多言語化
通訳サービスの活用	音声翻訳機の活用	ボランティアの育成
外国人材の受入れ	居住支援	日本語指導が必要な児童生徒

共生社会の実現に向けて

- 取組の着実かつ持続的な実施のため
➡ 支援ニーズにきめ細かく即応できる財政措置が必要
- 国と地方の役割と責任を明確化、一体となった取組を推進するため
➡ 共生社会を推進する法律の整備が必要

前年度比
約 1.7 倍！

法的な位置付けがなく、
都市により取組に差異

教職員定数の改善等について

【文部科学省】

■ 要請事項

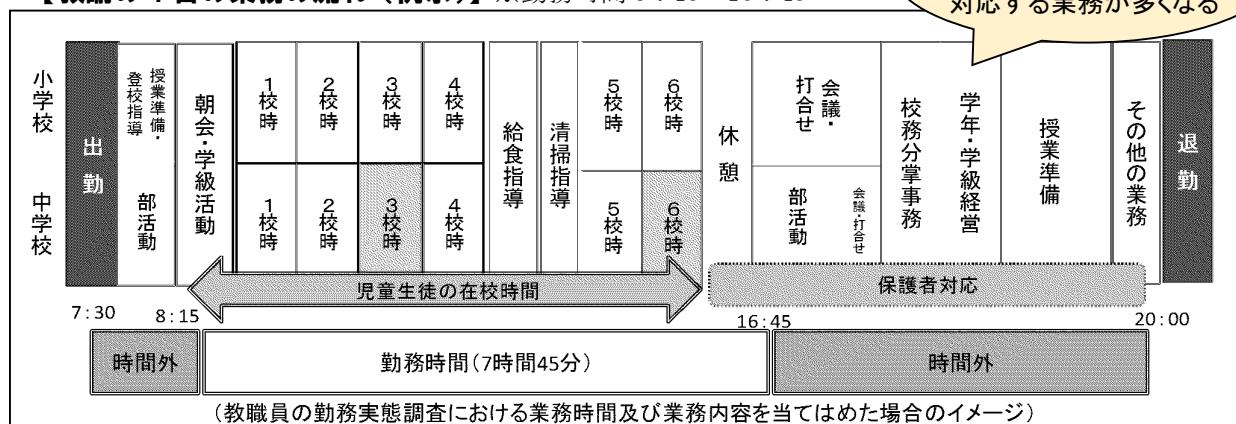
- 1 学校における働き方・仕事の進め方改革を確実に推進するため、義務教育課程における少人数学級の実現に向け、学級編制の標準を改正し、基礎定数の改善を図ること。
- 2 特別支援学級に在籍する重度の障害児童生徒への適切な支援体制の充実や、いじめ・不登校等への早期発見・早期対応、急増する日本語指導を必要とする児童生徒への対応など、地域の実情に応じた教職員配置ができるよう、義務標準法の改正も含めた教職員定数の改善を図り、それに伴う財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

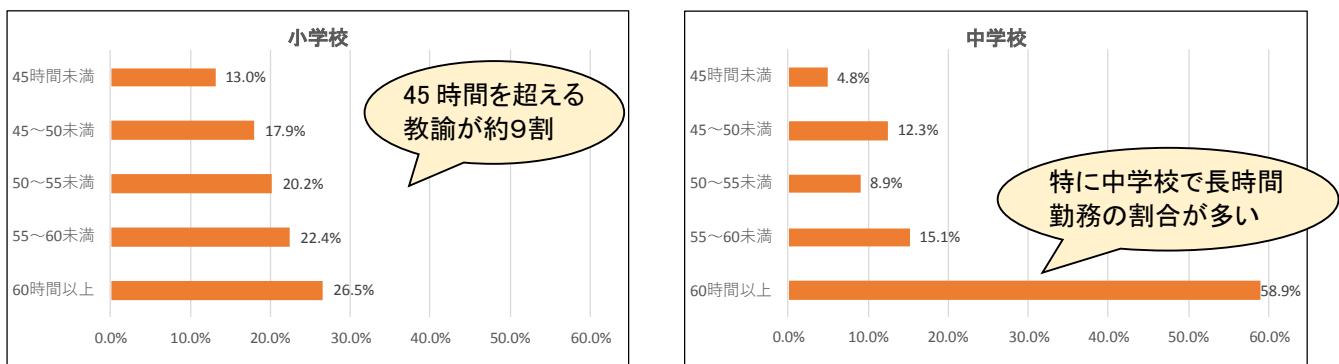
- 教員の長時間勤務が全国的な課題と認識される中、平成29年度に実施した本市教職員の勤務実態調査結果でも、本市の教員の長時間勤務の実態が改めて確認できたところであり、教員が子どもと向き合う時間の確保が課題となっています。
- このたび、新しい時代の学びを支える環境を整備するため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、小学校の学級編制の標準を学年進行により段階的に35人に引き下げられこととなりましたが、中学校においても働き方・仕事の進め方改革の推進に向け、少人数によるきめ細かな指導体制の整備が必要となっています。
- 学校現場では、特別支援学級の在籍児童生徒数の増加や、障害の重度・重複化、多様化、いじめや不登校、経済的に困難な家庭、外国人材の受け入れ促進に伴う日本語指導の必要な児童生徒など、教育的ニーズが多様化するとともに、新学習指導要領の着実な実施をはじめ、さまざまな教育課題への対応が求められています。
- 教員が心にゆとりを持って子どもと向き合う時間の確保を図り、地域の実情に応じたさまざまな教育課題へ対応するため、義務標準法の改正による教職員定数の改善を進めるとともに、それに伴う財政措置を講ずる必要があります。

■ 教職員の勤務の状況

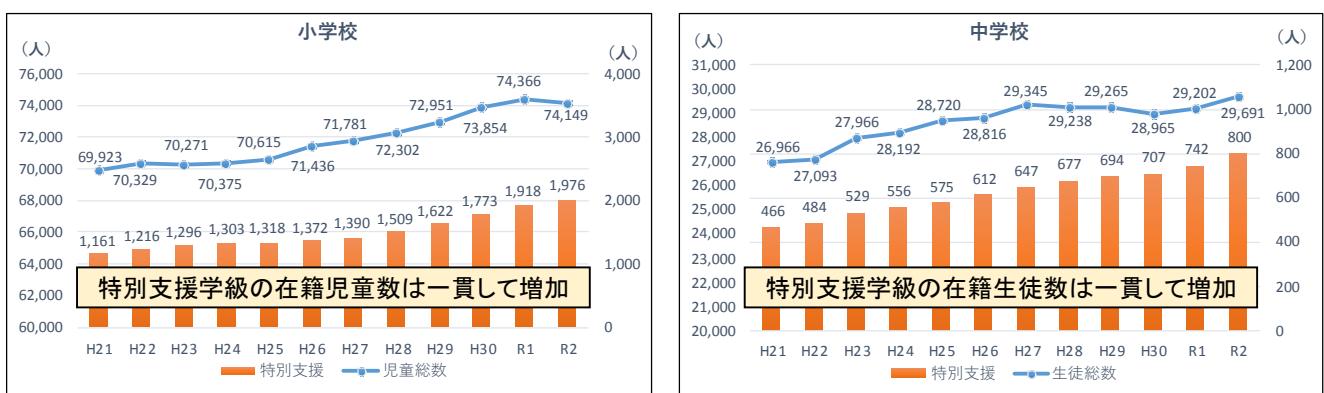
【教諭の1日の業務の流れ(例示)】※勤務時間 8:15~16:45



【1週間当たりの学内総勤務時間の分布(教諭)】※1週間当たりの正規の勤務時間は38時間45分



【本市における在籍児童生徒数の推移】※特別支援学級の在籍児童生徒数は内数



○ 教員が心にゆとりを持って児童生徒と向き合う時間を確保するため、義務教育課程における少人数学級の実現

○ いじめや不登校、障害の重度・重複化、急増する日本語指導を必要とする児童生徒など多様化する教育的ニーズに対応するための包括的な児童生徒支援体制の構築

学級編制の標準の引き下げによる基礎定数の改善

地域の実情に応じた教職員定数の改善

が必要です

セーフティネットの更なる充実等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 生活保護費については、全額国庫負担とすること。
- 2 生活困窮者自立支援法に位置付けられている事業を確実に実施するため、必要な予算措置を行うこと。特に、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業及びホームレスの自立支援事業については、全額国庫負担とすること。

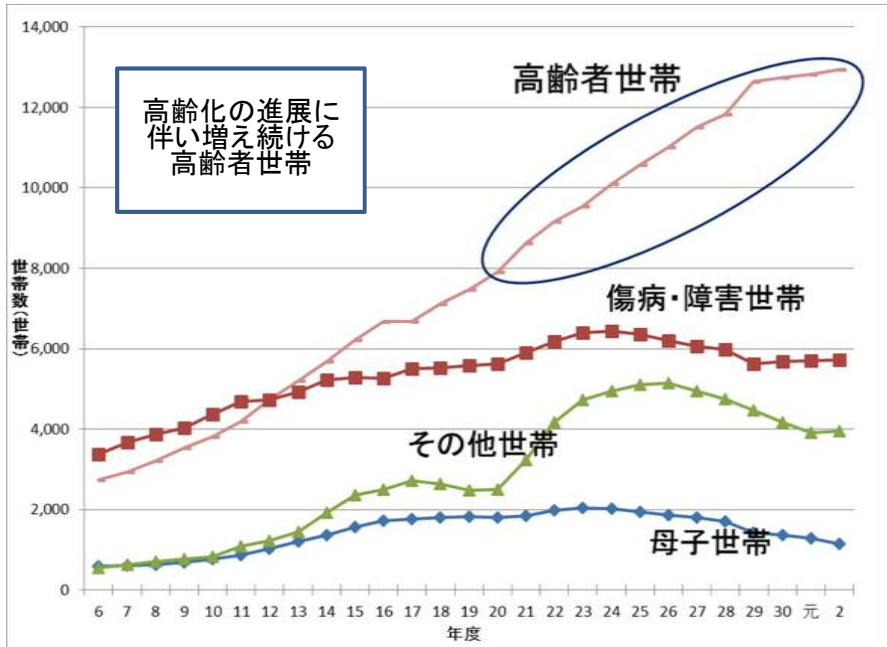
■ 要請の背景

- 生活保護制度の適正化に向け、指定都市市長会及び全国市長会を通じ、社会保障制度全般のあり方の見直しとともに、生活保護制度の抜本的な見直しを提案してきました。また、超高齢社会の進展に伴い、今後も高齢者世帯は増え続けることが見込まれています。生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、国がその費用の全額を負担すべきものです。
- 生活困窮者自立支援制度については、対象者が生活保護に至る前に、早期に支援を行う第2のセーフティネットとしての役割を担っているものです。自立相談支援事業等においては、多様で複合的な課題を抱える多くの相談者により丁寧な寄り添い型支援を効果的に実施することが必要です。また、学習支援事業は、進学に向けた学習の支援だけでなく、居場所提供や生活習慣習得支援など「貧困の連鎖防止」に向けた取組として重要な役割を果たしています。ホームレスの自立支援事業については、現に施策を講じている自治体に財政負担が集中することのないよう、総合的な対策の推進が必要です。これらを勘案し、基準額の加算措置を継続した上で、平成27年の法施行以前と同様、国がその費用の全額を負担するべきものです。

■ 本市の取組

- 就労に向けた支援を要する生活保護受給者等に対し、国の補助金を積極的に活用し、多様な支援に取り組んできた結果、保護脱却を含む経済的自立に結びつけてきました。しかしながら、複合的で困難な課題を抱えた就労能力や意欲に欠ける対象者が残っており、既存メニューの見直し等による施策の強化を図る必要があります。

1 本市における生活保護受給世帯の現状



本市扶助費の推移

[単位: 億円]

	扶助費総額	うち国負担	うち市負担
H15決算	404	295	109
H20決算	446	330	116
H25決算	586	434	152
H30決算	568	417	151
R3予算	578	428	150

生活保護制度は、国の責任において全国一律に実施する制度である

⇒ 国が費用の全額を負担すべき！

2 生活困窮者自立支援制度にかかる国費について

- 平成26年度 ⇒ 平成27年度～令和3年度 … 制度化による国費率の削減(3/4、2/3、1/2)
(モデル事業(10/10))

(単位: 千円)

市事業名 (国庫補助事業メニュー名)	補助率 負担率	令和2年度協議額		
		事業費 (基準額)	国負担額※	市負担額
① 生活自立・仕事相談センター事業(自立相談支援事業)	3/4	259,979	195,831	64,148
② ホームレス巡回相談事業(自立相談支援事業)				
③ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(自立相談支援事業)	3/4	137,400 (137,400)	103,050	34,350
④ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(一時生活支援事業)	2/3	253,028 (296,171)	168,685	84,343
⑤ 住居確保給付金事業(住居確保給付金)	3/4	873,431	655,074	218,357
⑥ 生活困窮者就労準備支援事業(就労準備支援事業)	2/3	8,326	5,550	2,776
⑦ 家計改善支援事業(家計改善支援事業)	2/3	12,038	8,026	4,012
⑧ 学習支援・居場所づくり事業(生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業)	1/2	105,517 (110,200)	52,758	52,759

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は除く。

全額
国庫
負担

それまでの間は、補助基準額
や補助率の引き上げが必要！

この要請文の担当課／健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-2643

予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

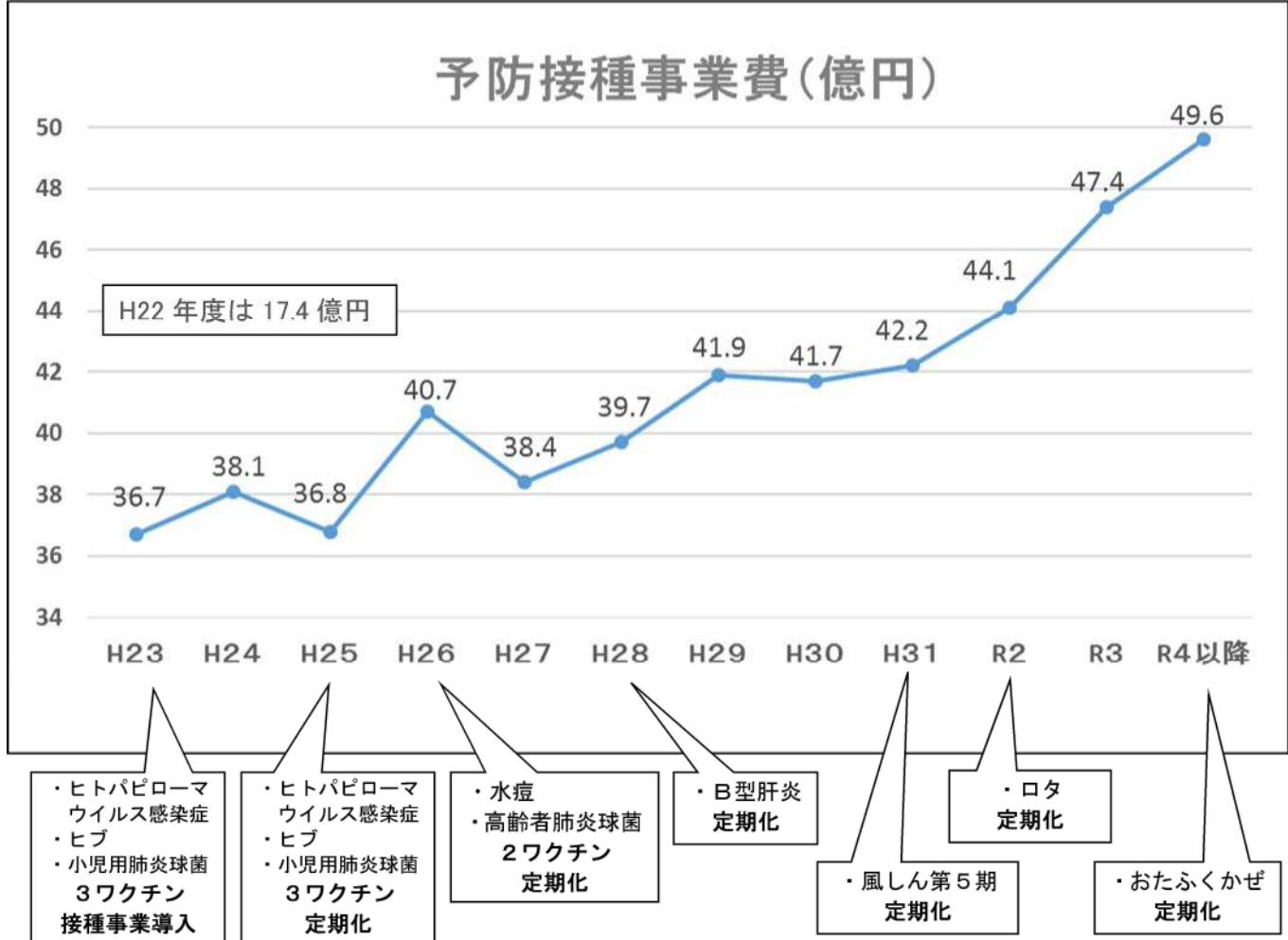
■ 要請事項

- 1 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」に従い、任意予防接種については、早期に定期接種化すること。
- 2 定期予防接種については、国の責任において、必要とする国民すべてが等しく接種できるよう、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。
- 3 特別な理由による定期予防接種の再接種については、現在、任意予防接種で行われているが、これを定期接種化にすること。

■ 要請の背景

- 平成24年に示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、「ワクチンギャップに対応するため、必要なワクチンについては定期接種として位置づける」とされました。平成25年度からヒトパピローマウイルス感染症等が、平成26年度には水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症が、平成28年度にはB型肝炎が、平成30年度には風しん第5期が、令和2年度にはロタウイルスワクチンが定期予防接種として追加されました。引き続き、任意予防接種であるおたふくかぜについても検討されており、定期予防接種として追加されることが見込まれます。
- 予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、全額公費負担（インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症は一部自己負担あり）で実施しています。予防接種法に基づかない任意予防接種は、原則、全額自己負担となっています。定期予防接種に係る経費については、平成25年度に地方財政措置の拡充がなされたところですが、制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、必要な財源は交付税措置ではなく、全額国庫負担とする必要があります。
- 特別な理由による定期予防接種の再接種については、「予防接種による感染症の発生及びまん延の予防は公衆衛生上重要であること」「予防接種による健康被害時の救済制度が定期予防接種の方が手厚いこと」から定期接種化が望ましいと考えます。

本市における予防接種事業の財政負担



※ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンについて、積極的接種勧奨差し控えのため、25年度以降の経費は24年度実績額による見込み。

任意接種のおたふくかぜワクチンが定期予防接種化された場合の

本市負担額

47.4億円 → 49.6億円

定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、
予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。

子どもの医療費助成の在り方の検討について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 我が国の喫緊の課題である少子化対策として、子どもの医療費の助成について、全国一律の制度として構築すること。
- 2 国と地方自治体が、子どもの医療費助成について、共同で検討を行う体制を構築すること。
- 3 国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を廃止すること。

■ 要請の背景

- 医療保険制度における自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学後以降は3割とされているところ、全ての地方自治体において地方単独事業により、更に軽減措置を講じていますが、地域間での格差が生じています。本市でも、小児医療費助成制度の拡充に取り組み、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めていますが、制度拡充による財政の負担が大きくなっています。
- 子ども医療費助成制度は、地方自治体間で生じている差異をなくすような統一的な制度であることが望ましく、制度の創設・実施のためには、子どもたちが日本どこに住んでも安心して医療が受けられるよう、国と地方自治体とで共同で検討する体制づくりが必要です。
- 国民健康保険の国庫負担金等の減額については、未就学児までを対象とする医療費助成の減額措置は平成30年度に廃止されましたが、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるため、全ての減額措置を廃止することが必要です。

■ 子どもの医療費助成の現状

- ・医療保険の自己負担分に対する、**地方単独事業による軽減措置の実施**
- ・地域間での格差及び拡充による**地方自治体の財政負担の増大**

■ 政令市の状況（令和2年度）

地方自治体間で差異
が生じている状況

1 助成対象年齢

助成対象年齢	入院			通院	
	都市数	都市名		都市数	都市名
高校3年生まで	6	新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市		4	静岡市、浜松市、大阪市、堺市
中学3年生まで	14	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、 <u>川崎市</u> 、相模原市、京都市、神戸市、岡山市、 広島市、北九州市、福岡市、熊本市		10	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市 新潟市(※)、名古屋市、京都市、神戸市、熊本市
小学6年生まで	0	—		4	<u>川崎市</u> 、岡山市、北九州市、福岡市
小学3年生まで	0	—		2	札幌市、広島市

※ 新潟市は、高校までの子どもが3人以上の世帯に限り、通院の助成対象年齢を高校生までとしている。

2 一部負担金

一部負担金	入院			通院	
	都市数	都市名		都市数	都市名
一部負担金なし	12	さいたま市、横浜市、 <u>川崎市</u> 、相模原市、静岡市、 名古屋市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、 福岡市、熊本市		2	さいたま市、名古屋市
一部負担金あり	8	札幌市、仙台市、千葉市、新潟市、浜松市、 京都市、大阪市、堺市		18	札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、 <u>川崎市</u> 、 相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、 大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、 北九州市、福岡市、熊本市

3 所得制限

所得制限	入院・通院		
	都市数	都市名	
所得制限なし	13	さいたま市、千葉市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、 北九州市、福岡市、熊本市	
所得制限あり	7	札幌市、仙台市、横浜市、 <u>川崎市</u> (※)、相模原市、大阪市、広島市	

※川崎市は0歳及び入院の医療費助成に対する所得制限なし



子どもたちが日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるよう

- ・子どもの医療費助成について、**全国一律の制度を構築すること**
- ・国と地方自治体が**共同で検討する体制を構築すること**

この要請文の担当課／こども未来局こども支援部こども家庭課 TEL 044-200-2695

水道管路更新・耐震化の推進について

【厚生労働省】

■ 要請事項

災害発生時に被害を受けやすい非耐震管路の更新・耐震化及び経年化した基幹管路の更新を促進することについて、必要な国庫補助制度の採択基準緩和及び財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 昭和40年代に集中的に整備された水道管路は、今後一斉に更新時期を迎えることとなり、大規模災害時においても市民生活に欠かせない水道の供給を継続するため、経年化した非耐震管路の更新を継続的に実施し、耐震化を推進することが必要です。
- 川崎市では送水・配水本管などの基幹管路は主に溶接鋼管を採用しており耐震化率は高いものの経年化が進んでいることから、経年管路の更新を推進することが必要です。
- 今後、更なる水道管路の耐震化対策等を推進していくためには、多額の事業費を要しますが、本市をはじめ大都市の水道事業者の大半は、管路更新に係る補助金の採択基準の水道料金より低い料金設定であることなどから不交付となっており、また、経年化した基幹管路の更新には、中大口径管路であることから特に多額の事業費を要します。事業費の財源の多くを水道料金で賄うことは、使用者の負担増加を招き、極めて困難な状況であることから、採択基準の緩和及び所要の財政措置が必要です。

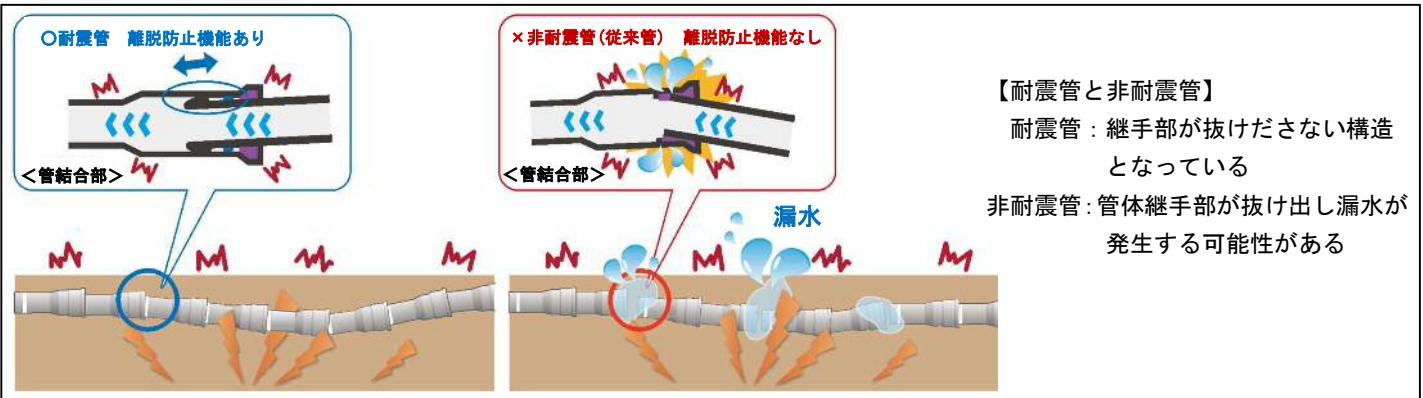
■ 費用

- 令和4年度計画事業費 約124億円（国費 約2.2億円）

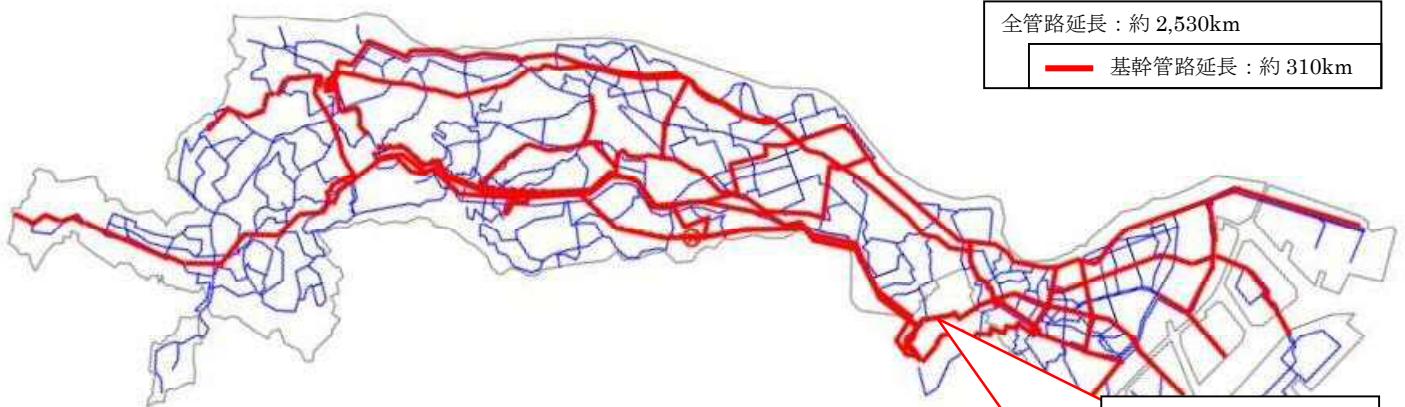
● 管路の耐震化について

管路全体（約 2,530km）のうち耐震管は
約 35%（約 880km）と少ない

→ 管路の耐震化を推進する必要がある



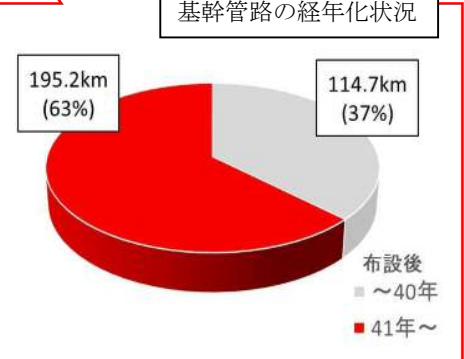
● 基幹管路の更新について



基幹管路（約 310km）のうち約 63%（約 195km）が
法定耐用年数である 40 年を経過している

全管路延長：約 2,530km
—— 基幹管路延長：約 310km

→ 経年化した基幹管路の更新を
推進する必要がある



※令和元年度末時点

管路の更新・耐震化及び経年化した基幹管路の更新を
推進するために必要な財政措置を講ずること

住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

建築物等の耐震化をはじめとした総合的な耐震対策や密集市街地の改善、高齢者等の居住の安定確保に向けて、必要な制度拡充や財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 令和2年度末に改定した耐震改修促進計画に基づき、特に耐震化率の低い状況にある木造戸建住宅と耐震化の重要性の高い沿道建築物について、制度拡充を行い、重点的に取組を進めています。そのため、引き続き継続的かつ十分な財政措置が必要です。
- 本市では、火災延焼被害が広い範囲に想定されていることから、大規模地震発生時に人的・物的被害が大きく、重点的な対策の優先度が極めて高い地区を不燃化重点対策地区とし取組を進めています。この様な自治体での取組に沿うような助成内容に拡充するなど一層の制度拡充が必要です。
- 高齢者や障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、公営住宅の整備・改善など、安全・安心な暮らしを支える良質な住宅の供給に向けた取組の推進が必要です。

■ 費用

- 令和4年度計画事業費 約62.4億円（国費 約28.2億円）
 - ・ 住宅・建築物等の耐震対策事業 約3.1億円（国費 約1.6億円）
 - ・ 密集市街地の改善事業 約1.0億円（国費 約0.5億円）
 - ・ 公営住宅整備事業等 約58.3億円（国費 約26.1億円）

■ 効果等

- 住宅・建築物等の耐震性、耐火性向上による安全性の確保
- 良質な住宅の供給による高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定

住宅・建築物等の耐震対策事業等

■住宅・建築物等の耐震化事業（民間建築物）

建築物等の耐震化の更なる促進を図るために、令和2年度に改定した「川崎市耐震改修促進計画」に基づき各種施策を推進してまいります。

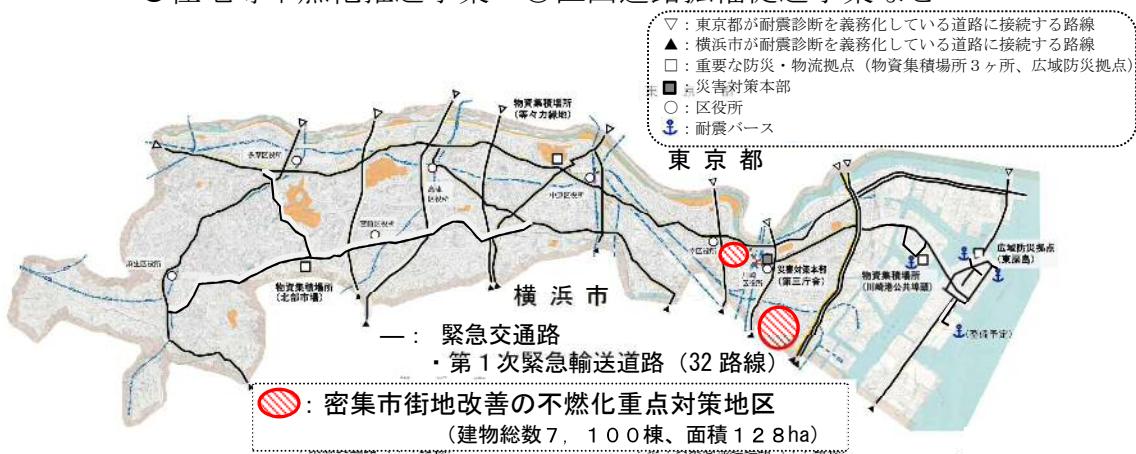
- 目標：**①住宅の耐震化率を令和7年度までに98%とする。
②特定建築物の耐震化率を令和7年度までに97%とするとともに、
令和7年度を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物
を概ね解消する。
(令和2年度末の耐震化率 住宅：95.6% 特定建築物：95.2%)
○目標値（住宅：95%、特定建築物：95%）⇒達成
(令和2年度末の耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物：133棟)

主な取組：○木造住宅耐震対策 ○民間マンション耐震対策
○特定建築物等耐震対策 ○耐震診断義務化沿道建築物耐震対策

■住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）

- 目標：**不燃化重点対策地区内の焼失棟数を令和7年度末までに35%減とする

主な取組：○密集住宅市街地整備促進事業 ○老朽建築物除却事業
○住宅等不燃化推進事業 ○区画道路拡幅促進事業など



【不燃化重点対策地区と沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定路線図】

公営住宅整備事業等

■公営住宅整備事業

- ・初山住宅（1棟 32戸）、生田住宅（1棟 50戸）など

■公営住宅ストック改善事業

- ・長寿命化型・安全性確保型等改善事業（全31団地 101棟）

■高齢者、障害者等の居住の安定

- ・マンション共用廊下等段差解消工事、居住支援推進事業 など

これらの取組により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、必要な制度拡充や財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 TEL 044-200-2707
まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 TEL 044-200-2993

高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

今後の整備区間として位置付けられた多摩川右岸の高規格堤防整備事業について、着実な整備の推進を図ること。

- ・戸手地区の早期完了に向けた上流部の事業推進
- ・殿町地区における土地利用更新等の機会を捉えた機動的な対応
- ・港町地区における治水安全度の向上を目指した事業推進

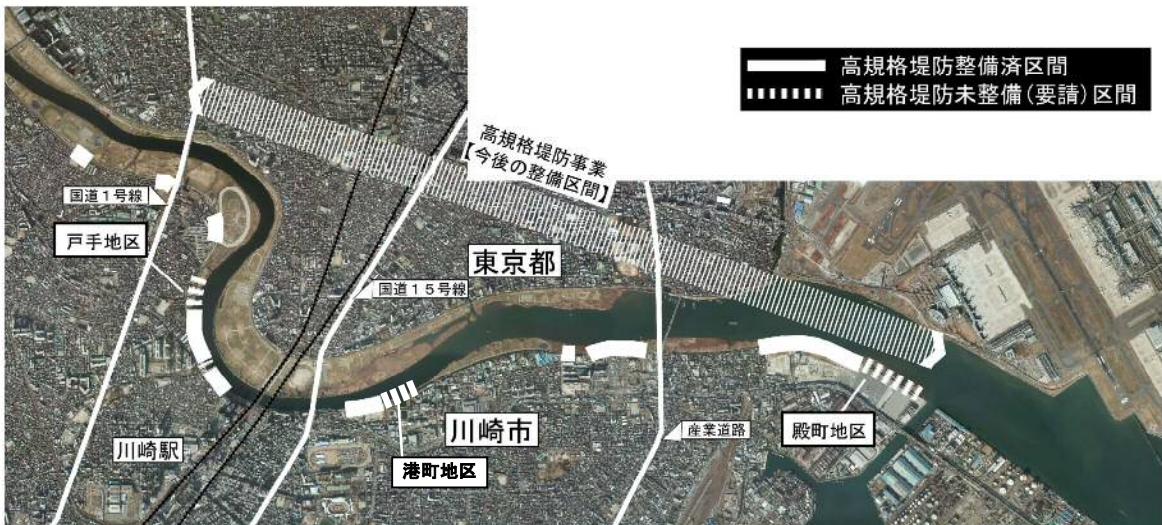
■ 要請の背景

- 高規格堤防については、平成23年12月の第7回「高規格堤防の見直しに関する検討会」において、人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間に大幅に絞り込んで整備するとされ、多摩川については、下流域から国道1号線付近までが今後の整備区間として位置付けられました。
- 戸手地区は、高規格堤防の整備を前提としたまちづくりが進められており、台風による冠水被害などが度々生じていますが、仮に、堤防が決壊すると川崎駅周辺地区などで甚大な人的被害が発生する恐れがあるなど、整備緊急度の高い地域であるため、残る上流部についても早期に整備を完了する必要があります。
- 殿町地区については、国際戦略総合特区等の指定を受け、世界的なイノベーション創出拠点の形成が進んでいるところです。未整備区間においても既に施設の整備が行われている状況ですが、同地区の治水安全度の向上を図るためにも、土地利用の更新等の機会を捉えて、機動的に対応していく必要があります。
- 港町地区については、令和元年東日本台風の際に河港水門からの越水等による浸水被害があったことを踏まえ、同地区の治水安全度の向上を図るため、現在、高規格堤防の整備を見据えた、河港水門の将来的なあり方について検討を行っていることから、高規格堤防整備を推進していく必要があります。

■ 効果等

- 高規格堤防の整備により、周辺地域全体の治水安全度の向上が図られます。
- 高規格堤防の整備に併せたまちづくりにより、良好な住環境の形成が図られます。

戸手地区・殿町地区・港町地区（位置図）



戸手地区



戸手地区（上流部）

※令和元年東日本台風による被害状況



殿町地区



港町地区



今後の整備区間として位置付けられた多摩川右岸（戸手地区、殿町地区、港町地区）の高規格堤防整備事業について、着実な整備の推進を図ること。

五反田川放水路整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として時間雨量50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところです。
- 近年、局地的な集中豪雨や観測史上の記録を上回る大雨、都市化の進展等により、都市型水害が深刻になっています。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇が生じ、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっているため、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路整備事業を進めています。
- 近年の豪雨災害の発生状況を踏まえ、「多摩川水系流域治水プロジェクト」にも位置付けられている雨水貯留施設として活用を開始しましたが、事業の早期完成には計画的な財政措置が不可欠となっています。

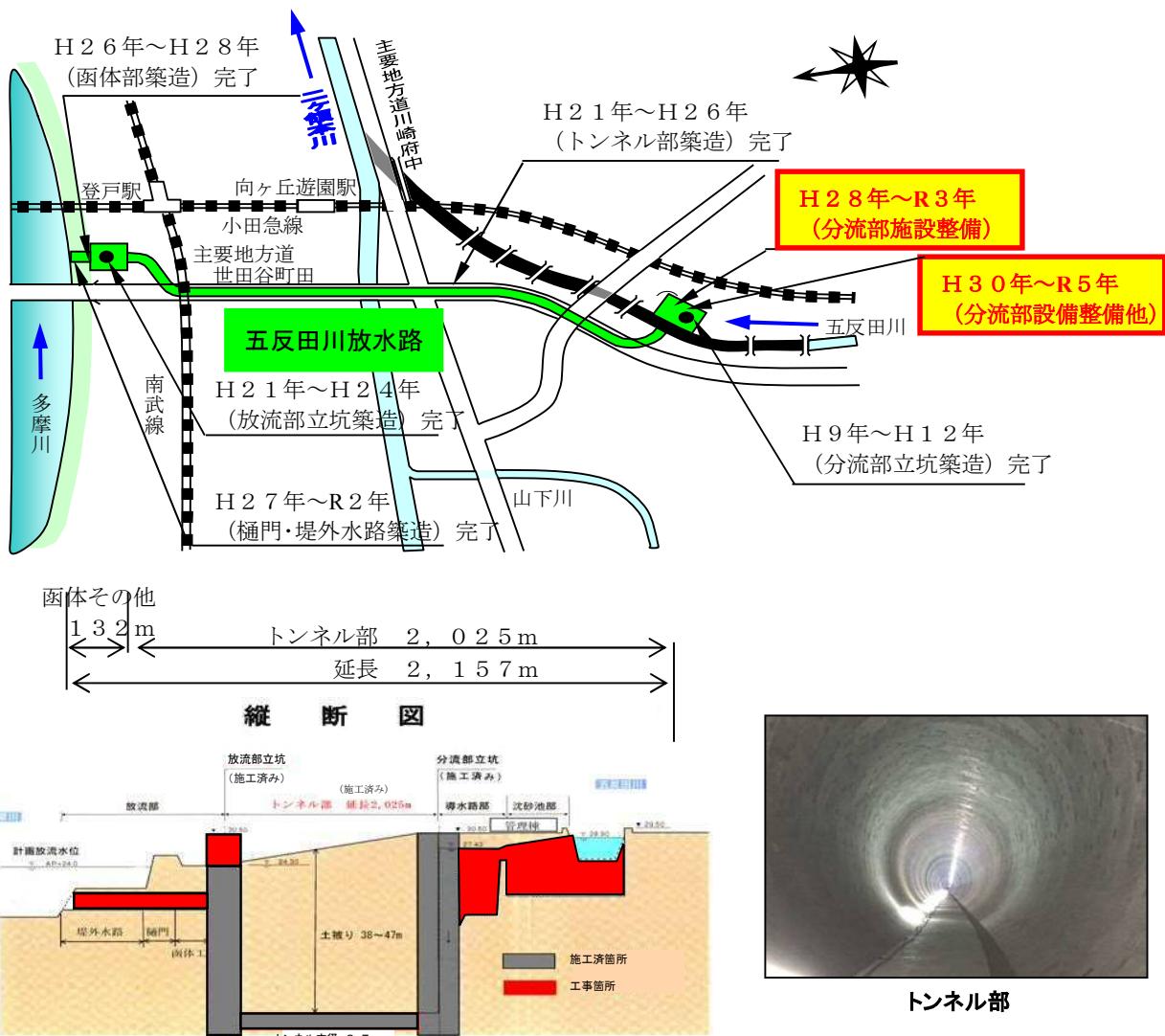
■ 費用

- 総事業費 約300億円（国費 約85.9億円、県費 約85.9億円）
- 令和4年度計画事業費 約16.0億円
(国費 約4.4億円、県費 約4.4億円)

■ 効果等

- 放水路を暫定的に運用し、雨水貯留施設として活用することで、分流部下流域の浸水被害軽減に寄与します。
- 放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川の流下能力は、将来計画である時間雨量90mmまでの対応が可能となり、治水安全度の向上が図られます。
- 将来的には、面積約341ha、約7,100戸の浸水想定被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要



- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～令和5年度（令和2年度から暫定運用）
- 総事業費 約300億円
- 事業の概要 延長：2,157m、計画高水流量：150m³/秒
(うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m)

○今後の事業費の見込み

事業費	補助	国費	暫定運用				完成	単位:億円					
			H28年度まで	H29年度 当初	H29年度 補正	H30年度 (2018) 当初	H30年度 (2018) 補正						
事業費	補助	国費	56.2	3.3	1.4	3.5	2.6	1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9
		県費	56.2	3.3	1.4	3.5	2.6	1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9
		市費	56.2	3.3	1.4	3.5	2.6	1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9
		小計	168.6	9.9	4.2	10.5	7.8	5.1	12.6	13.2	13.2	12.6	257.7
事業費	単費	現年	21.2	0.5		2.6	3.4	5.6	1.8	2.6	2.6	4.0	41.7
	合計	※総事業費	189.8	14.6		13.1	16.3	18.2	15.0	15.8	16.6	299.4	

五反田川放水路の早期完成に向けた継続的な財政措置を講ずること

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2904

全国都市緑化フェアの開催とその先を見据えた 公園等整備事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

令和6年度の全国都市緑化フェアの開催とその先を見据えた、本市第1号の都市計画公園である富士見公園の再生に向けた整備、公園施設に係るライフサイクルコストの縮減に向けた遊具等の長寿命化及び本市随一の緑の宝庫である生田緑地の整備などに必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

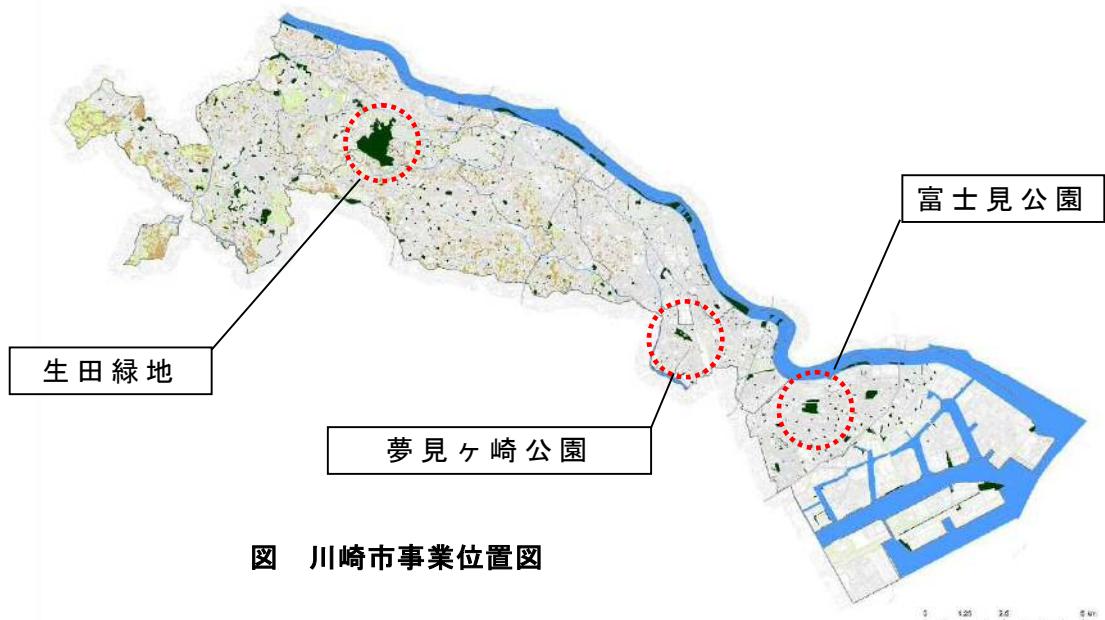
- 本市は市制100周年を迎える令和6年度の全国都市緑化フェアの開催に向け、富士見公園や夢見ヶ崎公園など、特色ある公園緑地の更なる魅力づくりに取り組む必要があります。
- 公園施設の老朽化対策として、戦略的な維持管理・更新を推進し、長寿命化を図っています。
- 本市最大の緑地である生田緑地は、多様な主体が参加し、魅力要素のさらなる充実を図り、賑わい創出のために、生物多様性に配慮しつつ整備を進めています。

■ 費用

- 令和4年度計画事業費 約 15.2億円（国費約7.4億円）
 - ・ 用地取得費 約 1.0億円（国費約0.3億円）
 - ・ 整備費 約 14.2億円（国費約7.1億円）

■ 効果等

- SDGsにつながる公園の利活用と更なる魅力向上、民間活力の導入による活性化や管理の効率化
- ライフサイクルコストの縮減による適切なサービス水準の確保
- ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、水源・湧水地の保全等
- 市民の健康増進、レクリエーション機能や新たな日常に対応した魅力的なオープンスペース、都市景観の創出



富士見公園 全景



生田緑地 全景



夢見ヶ崎公園



公園施設の長寿命化（市内一円）

事業スケジュール

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度～
緑化フェア	実施計画策定	会場整備等	フェア開催	
富士見		再編整備		
夢見ヶ崎	管理棟整備	園路整備		

緑化フェアとその先を見据えた公園整備にかかる財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 建設緑政局緑政部緑化フェア推進担当	TEL 044-200-2390 TEL 044-200-1736
--	--------------------------------------

緑地保全事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 緑地保全事業は、市民の健全な生活環境の確保に加え、生物多様性の保全や地球温暖化対策等の推進に寄与することから、緑地の買入れや、緑地の再生に向けた萌芽更新などに対する必要な財政措置を講ずること。また、保全された緑地の更なる利活用などに対する必要な財政措置を講ずること。
- 2 緑地の減少に歯止めをかけるため、緑地保全に係る相続税等の負担軽減措置や、相続税における物納制度の柔軟な運用等、税制上の優遇措置を拡充すること。

■ 要請の背景

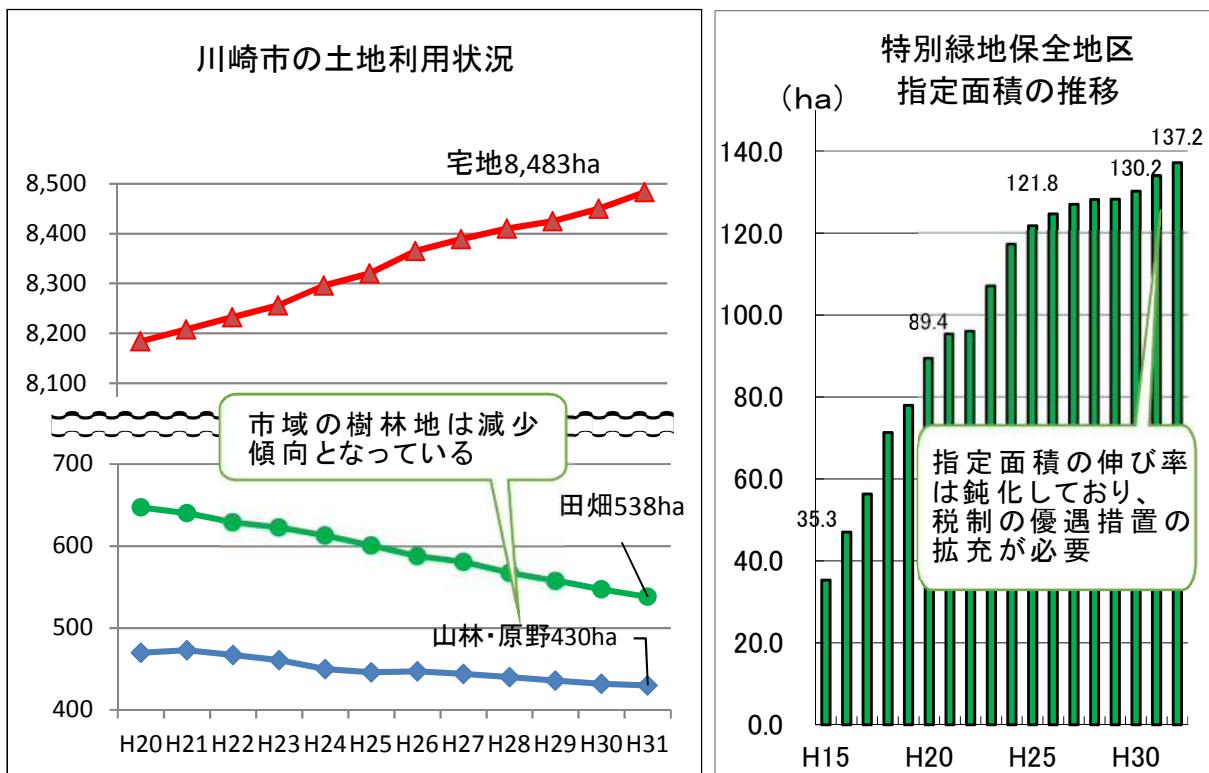
- 本市では、緑の基本計画に基づき、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向けて取組を進めています。
- 本市では、保全した緑地を良好に管理するために、市民等との協働による保全管理活動を進めておりますが、管理施設や斜面地の保全を図る施設の整備が必要となっています。また、保全された緑地の景観、生態系を再生させるために、持続的な林床管理と樹木の萌芽更新が必要となっていることに加え、更なる緑地の魅力を發揮するために、安心安全な緑地の環境整備が必要となっています。
- 本市は、首都圏の中心部に位置しております。そのため土地需要が旺盛であり、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっていることから、相続税などの税制の優遇措置の拡充が必要となっています。

■ 費用

- 令和4年度計画事業費 約9.2億円（国費 約3.4億円）
 - ・ 特別緑地保全地区用地取得費 約3ha 約7.2億円（国費 約2.4億円）
 - ・ 特別緑地保全地区整備費 約 2億円（国費 約1.0億円）

■ 効果等

- 都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上など



斜面安定整備工事
(菅馬場谷特別緑地保全地区)



保全緑地の利活用に向けた社会実験
(王禅寺四ツ田特別緑地保全地区)



市民協働による保全管理活動
(久末イノ木特別緑地保全地区)



里山の風景
(黒川海道特別緑地保全地区)

緑地保全の取組を着実に進めるための財政措置を講ずること

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2381

等々力緑地再編整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

災害時の広域避難場所・活動拠点及びスポーツ・レクリエーションの拠点となる等々力緑地の再編整備の推進に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 等々力緑地は、本市の広域拠点である小杉駅周辺地区に隣接しており、武蔵小杉駅周辺の大規模な再開発事業等も進む中、平成27年度に陸上競技場の第1期整備（メインスタンド）、平成28年度に正面広場整備、令和2年度には野球場の整備が完了しました。引き続き、都市景観の形成など、多摩川をはじめとした周辺環境と調和した魅力あるまちづくりにつなげる必要があります。
- 今後の再編整備の推進に向けては、令和元年東日本台風被害への対応など近年の自然災害リスクの高まりを踏まえた防災・減災の視点のほか、新型コロナウイルス感染症を契機とした人々の生活様式の変化（ニューノーマル）など、社会環境の変化による新たな課題や多様なニーズについて検討し、等々力緑地に求められる機能や役割を再整理する必要があります。
- このようなことから、造園、都市計画・建築、エリアマネジメント、防災、スポーツ科学などの学識経験者や公募市民等で構成する審議会において検討を進めており、等々力緑地のマスターplanである「等々力緑地再編整備実施計画」を令和3年度中に改定し、安全・安心で魅力あふれる公園や効率的・効果的な施設運営等の実現に向けて再編整備の取組を進めます。
- 令和4年度については、災害時の活動拠点としての機能を高める広場機能の確保や車両等の動線整備を行うため、引き続き、国の財政支援が必要不可欠となります。

■ 費用

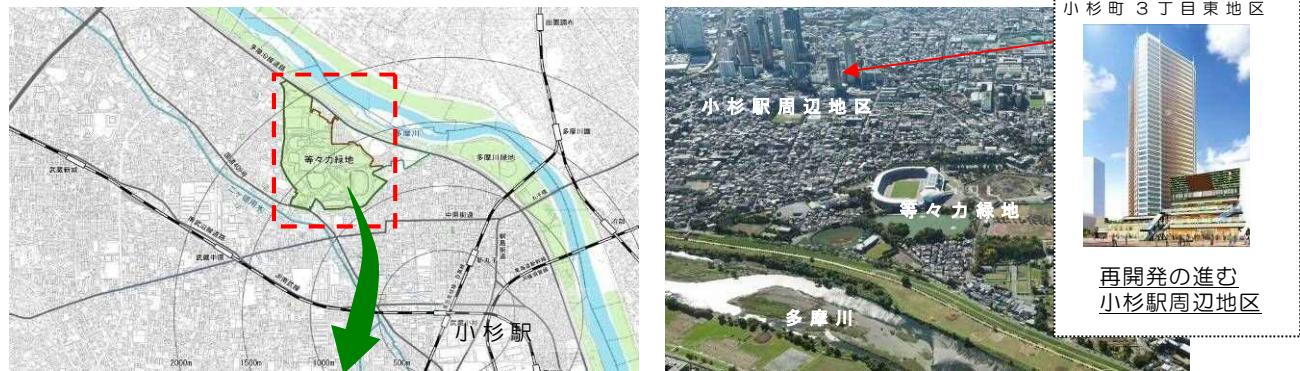
- 令和4年度計画事業費 約2億円（国費 約1億円）

■ 効果等

- 災害時の活動拠点としての活用（広域避難場所としての機能充実）
- 防犯性や安全性の向上による安全・安心なまちづくりへの寄与
- 緑地の魅力向上と利用者の利便性の向上
- 市内産業、商業、文化等との連携や周辺まちづくりとの連携による賑わいの創出

都市公園事業（等々力緑地）

広域避難場所である等々力緑地において、陸上競技場や野球場等の施設を、災害時の活用や、通常時は地域の交流拠点となるよう整備を行います。



＜等々力緑地における防災に関する取組＞

野球場整備

《令和2年度完成》

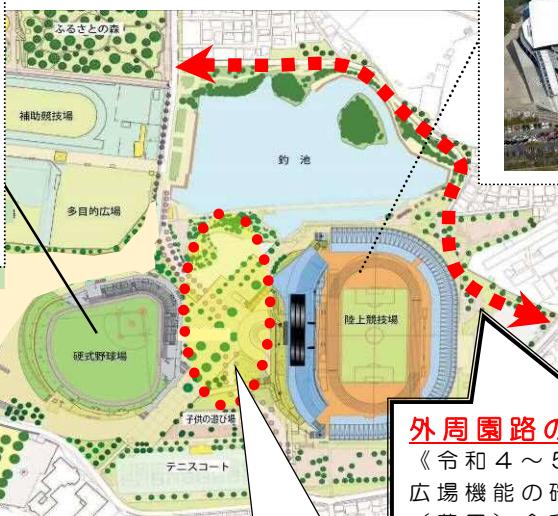
広域応援部隊の活動拠点、太陽光発電など



正面広場整備

《平成28年度完成》

誘導案内照明など



陸上競技場第1期整備 〔メインスタンド〕

《平成27年度完成》



外周園路の整備

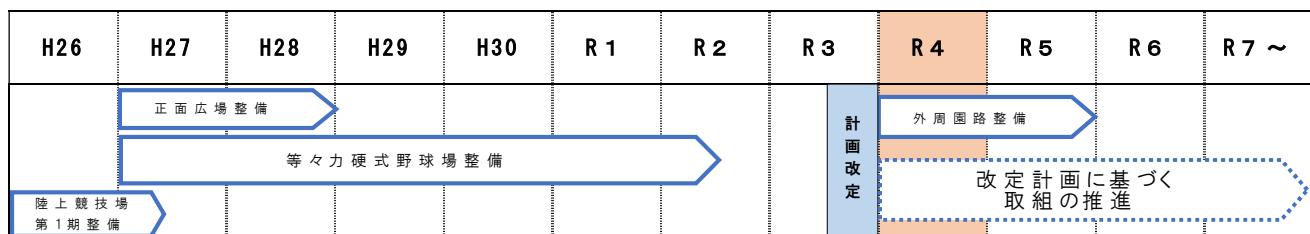
《令和4～5年度》

広場機能の確保や車両等の動線整備
(費用) 令和4年度 2億円
令和5年度 1億円

広場機能の確保

等々力緑地の再編整備の進捗に応じた財政措置を講ずること

スケジュール



この要請文の担当課／建設総合局等々力緑地再編整備室 TEL 044-200-2417

下水道整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 水害に強いまちづくりを実現するための浸水対策や大規模地震などの災害時においても下水道機能を確保するための下水道施設の耐震化等について、令和4年度以降も継続して必要な財政措置を講ずること。また、令和元年東日本台風を踏まえ、再度災害防止に向けた取組みについても必要な財政措置を講ずること。
- 2 安全で快適な市民生活を支える下水道施設の改築について、必要な財政措置を講ずること。
- 3 快適な水辺環境の確保や地球環境に配慮するため、合流式下水道の改善や、下水処理場の高度処理化、更には温室効果ガスの削減など、環境対策に必要な財政措置を講ずること。
- 4 国庫補助の対象となる主要な管きょの範囲について、指定都市と一般市との格差是正を図ること。

■ 要請の背景

- 自然災害による被害を防止・最小化するためには、継続的な事業の推進が求められるとともに、令和元年東日本台風など、近年の災害を踏まえた対策にも集中的に取り組む必要があることから、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく支援など、令和4年度以降においても継続的な財政措置が必要です。
- 排水樋管周辺地域の排水樋管ゲート閉鎖時における確実な内水排除には、ポンプ施設等の排水機能の向上や、流出量の抑制に資する貯留施設等の中長期的な対策等について、継続した財政支援が必要です。
- 今後、改築需要の急増が見込まれており、更生工法による管きょの更新などの改築事業については、防災・安全対策や公衆衛生の観点から重要な取組であり、確実な財政措置が必要です。
- 下水道は都市基盤としての役割に加え、健全な水環境の確保、2050年の脱炭素社会の実現に向けた温室効果ガスの削減、資源・エネルギーの有効活用等、多様な環境対策の役割を担っています。
- 合流改善や高度処理の基準達成には、施設整備に多額の費用を要する上、法令等で目標年次が定められているため、下水道経営に大きな影響を与えてきます。

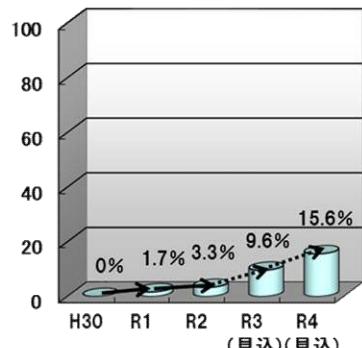
■ 費用

- 令和4年度計画事業費 約200億円（国費 約70億円）

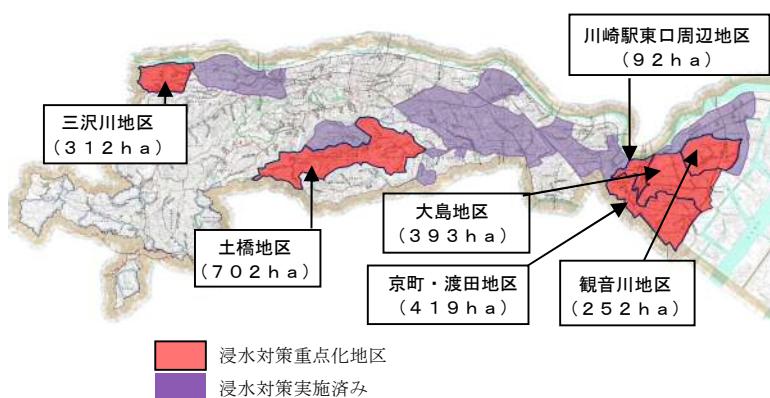
自然災害による被害を防止・最小化するためには、継続的な対策の推進が必要

○ 重要な管きよの耐震化

川崎駅以北の地域の耐震化実施率



○ 浸水対策重点化地区における整備推進



令和元年東日本台風の浸水被害を踏まえた対策については、継続した取組が必要

5箇所の排水樋管周辺地域で浸水



短期対策 (R1~R2 年度予算で実施)

- ・排水樋管ゲートの改良
- ・観測機器の設置
- ・排水ポンプ車の導入

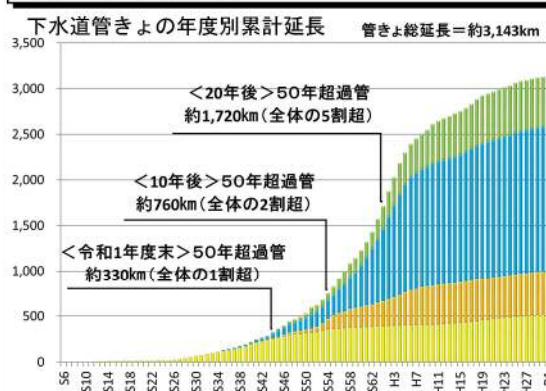
当面の対策 (R3 年度予算で実施)

- ・バイパス管の整備
- ・仮排水所のポンプ増強

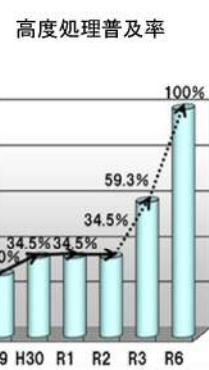
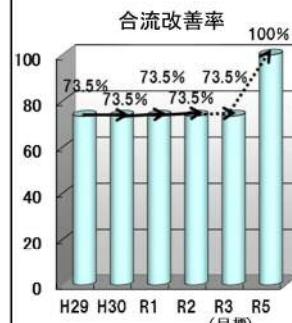
中長期対策

- ・ポンプ施設の整備
- ・貯留管の整備等

改築が必要となる下水道管きよは、今後急増する見通し



法令等で定められた基準達成のため、施設整備が必要



自然災害への対応など、下水道事業の推進に必要な継続的な財政措置を講ずること

この要請文の担当課／上下水道局下水道部下水道計画課 TEL 044-200-2886

プラスチック資源循環に向けた取組について

【経済産業省・環境省】

■ 要請事項

- 1 製品プラスチックの分別収集・再商品化については、地域によって再商品化事業者等の状況が異なるため、地域の実情を踏まえた制度とすること。
- 2 制度実施にあたっては、市町村の過度な費用負担により、取組実施に支障がないようリサイクル費用の負担の仕組みや全体の費用負担のあり方を検討すること。また、市町村に新たな負担が生じる場合には、適切な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 脱炭素社会の実現、海洋プラスチック問題等への対応の重要性が高まっており、本市においても令和2年11月に「プラスチック資源循環への対応方針」を策定し、プラスチック資源循環の取組を推進しています。
- 令和3年3月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」を閣議決定し、製品プラスチックを含むプラスチック廃棄物の市町村の分別収集・再商品化や設計・製造事業者等が努めるべきプラスチック使用製品設計指針の策定等が示されています。

■ 課題

- 製品プラスチックの分別回収の実施により、新たな収集運搬費用やプラスチック製品の選別作業などに要する費用負担などの増加が懸念されます。
- 再商品化事業者の有無や既存の分別収集品目など、各地域により状況が大きく異なるため、地域の実情に合わせた制度設計が必要です。
- 製造事業者等によるプラスチックの発生抑制や代替素材への転換を大きく進めるためには、製造事業者等がリサイクル費用を負担するなどの全体の費用負担の仕組みのあり方を踏まえた検討が必要です。
- 実際の事業実施の可否や課題を判断するうえで、F S調査や実証実験の実施、各都市の情報共有が必要です。

■ 多種多様な製品プラスチック

分別収集品目が地域により異なり、選別作業等に課題がある状況



ハンガー



CD

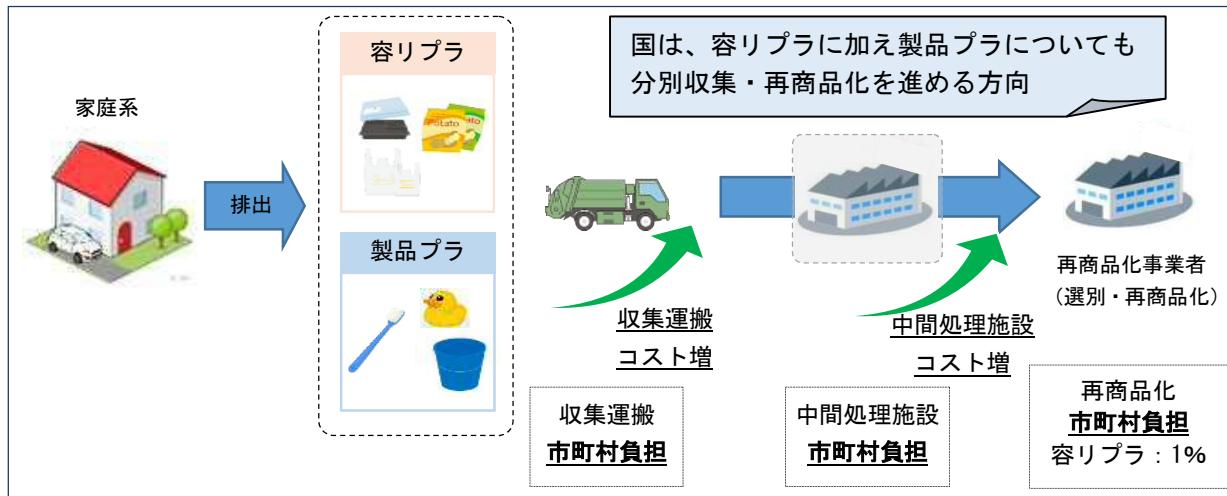


電池を使う玩具



塩ビ製品（浮き輪）

■ 市町村のプラスチック廃棄物の分別収集・再商品化と費用負担イメージ



製品プラの再商品化については、事業者負担の仕組みがない
⇒ 市町村の過度な負担とならない仕組みが必要

■ プラスチック製容器包装の再商品化事業者の現状

	材料リサイクル	高炉還元剤	コークス炉化学原料	ガス化
川崎市	1	1	1	1
神奈川県（川崎市以外）	0	0	0	0
全国（川崎市以外）	3 4	1	5	0

※出典：日本容器包装リサイクル協会 令和3年度 登録再生事業者

製品プラスチックを再商品化する事業者の確保やリサイクル手法の拡充が必要

製品プラスチック分別収集・再商品化の制度設計にあたり、次のような検討が必要

- ・市町村の既存の分別収集品目や再商品化事業者の状況など 地域の実情を踏まえた制度
- ・市町村の新たなコスト増加や全体の 費用負担の仕組みのあり方

廃棄物処理施設整備事業の推進について

【環境省】

■ 要請事項

循環型社会形成を推進するために必要な廃棄物処理施設の整備事業として、橋処理センター、堤根処理センターの建設及び浮島処理センターの基幹的施設整備に必要な財政措置の内容を拡充し、今後も継続して実施すること。

■ 要請の背景

- 本市では、4つの処理センターで廃棄物を処理していましたが、平成27年度から3処理センタ一体制に移行し、4か所の敷地を有効利用し、通常3処理センターを稼働、1処理センターを休止、建設中とする体制を構築してきました。
- 処理センターは設備の耐用年数が短くなっていますが、定期的な点検補修と併せて、概ね10～15年ごとに基幹的施設整備工事を実施して長寿命化を図っているところです。3処理センタ一体制を安定的に推進していくために、処理センターを約30年稼働し、建替に約10年、全体で約40年のサイクルで計画的に整備を進めています。
- 廃棄物処理施設から得られるエネルギーを有効活用するために、高効率発電設備の導入や温室効果ガスの排出抑制に繋がる基幹的施設整備や建替の計画を進めています。

■ 費用

○ 令和4年度計画事業費

橋処理センター 整備事業	橋処理センター建設工事 (7年契約6年次目)	予定額 19,499,876千円 (国費 約3,658,663千円)
堤根処理センター 整備事業	環境影響評価業務委託 (4年契約4年次目)	予定額 8,839千円 (国費 約2,478千円)
	解体撤去工事発注仕様書作成業務委託 (2年次契約初年次目)	予定額 14,000千円 (国費 約4,666千円)
浮島処理センター 基幹的整備事業	建設発注仕様書作成性業務委託 (4年契約初年度次目)	予定額 18,656千円 (国費 約6,218千円)
浮島処理センター 基幹的整備事業	浮島処理センター基幹的整備改良工事 (5年契約4年次目)	予定額 998,888千円 (国債 約5,439千円)

■ 本市の処理センタ一体制について

本市では、持続可能な廃棄物処理体制を構築するため

- 市内で**3処理センターを稼働、1処理センターを休止・建設中とする3処理センタ一体制**を導入
- 全体で約40年のサイクルでの整備を実施

<3処理センタ一体制のイメージ>



《今後予定している処理センター整備事業》

堤根処理センター

- 基本計画及び整備計画作成 (H29～R3)
- 環境影響評価手続 (H30～R4)
- 解体撤去工事及びごみ焼却処理施設等建設工事 (R5～R15)

（ごみ焼却処理施設
540 t / 日 (180 t / 日 × 3 炉)）

橋処理センター

- ごみ焼却処理施設及び資源化処理施設建設工事 (H29～R5)

（資源化処理施設
ミックスペーパー45 t / 5 時間
ごみ焼却処理施設
600 t / 日 (200 t / 日 × 3 炉)）

浮島処理センター

- 焼却炉、電気設備、ボイラ等の整備工事 (R1～R5)

（既存ごみ焼却処理施設
900 t / 日 (300 t / 日 × 3 炉)）



《橋処理センター完成イメージ図》



《完成時 (H7年) の浮島処理センター》

循環型社会形成を推進するため、廃棄物処理施設の整備事業に係る必要な財政措置の内容を拡充し、今後も継続して実施すること。

この要請文の担当課／環境局施設部施設建設課 TEL 044-200-3995

鉄道ネットワークの機能強化について

【国土交通省】

■ 要請事項

鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

■ 要請の背景

- 首都圏における都市機能の強化を図るため、鉄道ネットワークの形成や既存鉄道路線の輸送力増強等による混雑緩和に向け、計画的な取組を図る必要があります。
- 本市では、今後も人口の増加が見込まれており、交通政策の理念や方向性等を示した「川崎市総合都市交通計画」に基づき、各鉄道路線の安全性向上や長編成化等による混雑緩和に向けた取組を推進しています。
- 首都圏や本市における鉄道ネットワークの形成は、広域的な都市間連携や、拠点機能及び拠点間連携の強化に資するものであり、整備のためには鉄道事業者や他自治体等と連携して取組を進める必要があります。
横浜市高速鉄道3号線延伸については、本市と横浜市が協調し、事業計画について合意形成を進め、令和2年1月に概略ルート・駅位置を決定したところであり、引き続き、横浜市と相互に連携・協力しながら、早期開業を目指して取組を進めています。
- また、国際戦略総合特区及び国家戦略特区の重要なエリアである臨海部では、既存産業に加え、高度な研究開発機能の集積が着実に進んでおり、我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域であることから、川崎臨海部の目指す将来像として、平成30年3月に「臨海部ビジョン」を策定し、その実現に向けた具体的な取組として鉄道などの基幹的な交通軸の整備等を含む「交通機能の強化」を基本戦略に位置付け、取組を推進しております。

■ 効果等

- 鉄道ネットワークの機能強化により、既存路線の混雑緩和が図られるとともに、羽田空港やリニア中央新幹線駅等へのアクセスが強化され、首都圏における都市間連携の強化等による都市機能の向上が図られることから、首都圏の国際競争力強化に資するものです。

<鉄道ネットワークの機能強化の取組>



川崎市総合都市交通計画

本市の交通政策の目標

- ①首都圏機能の強化及び活力ある本市都市構造の形成に向けた交通環境の整備
- ②誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備
- ③災害に強い交通環境の整備
- ④地域特性に応じたきめ細やかなまちづくりを支える交通環境の整備
- ⑤地球にやさしい交通環境の整備

鉄道交通施策の方向性

- ①・広域的な都市間の連携強化
 - ・本市拠点機能及び拠点間連携の強化
 - ・羽田空港へのアクセス強化
 - ・新幹線、リニア中央新幹線駅へのアクセス強化
 - ・臨海部の交通環境整備
- ②・公共交通へのアクセス向上
 - ・快適性の向上（混雑緩和・定時性確保）
 - ・安全、安心な移動環境の確保
 - ・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
 - ・地域（交通）分断の解消（交流の推進）
- ③・耐震性の向上
 - ・多重性（リダンダンシー）の向上
- ④・車両等の低炭素化、省エネルギー化の推進
 - ・公共交通の利用促進

鉄道ネットワークの機能強化

鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

拠点地区等の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

市街地開発事業や都市基盤の整備等による拠点地区等の整備推進について、

各事業等の進捗に応じた財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市では、首都圏に位置する地理的優位性を活かした商業、業務、都市型住宅等の都市機能の強化と、隣接する都市拠点と連携した魅力と活力にあふれた都市拠点づくりに取り組んできました。
- 拠点地区等の整備は、地域の課題解決、都市防災力の向上、省エネ・脱炭素化、都市機能集積、賑わい創出、税収効果など、様々な効果を得ることができ、引き続き、川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点の整備による広域調和型のまちづくりと、交通利便性の高い地域生活拠点等の形成を推進し、魅力あるまちづくりを進めます。

■ 要請額

(単位：億円)

事業名及び地区名	令和4年度 計画事業費	内、国費	着手 年度	完了 年度
川崎駅周辺地区（都市基盤整備事業・優良建築物等整備事業）	約 0.3	約 0.1	H31	R8
小杉駅周辺地区（都市基盤整備事業）	-	-	R5	R14
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区 (地区画整理事業、優良建築物等整備事業)	約 25.2	約 12.6	S63	R7
鷺沼駅周辺地区（市街地再開発事業）	約 1.5	約 0.8	R4	R13
柿生駅周辺地区（市街地再開発事業）	約 1.2	約 0.6	R4	R8
合計	約 28.2	約 14.1	-	-

■ 効果等

- 駅周辺の多様な都市機能集積や道路、駅前広場、公開空地等の整備など、駅を中心としたコンパクトなまちの形成を図ることで、市民生活の利便性及び安全性向上が図られるとともに、防災や環境に配慮した既成市街地の整備・改善を進めることにより、良好な都市環境の形成や都市防災力の向上が図られます。

〔令和4年度 主な計画事業〕

- ・**都市基盤整備事業**（京急川崎駅周辺地区、小杉駅北口駅前地区）
- ・**市街地再開発事業**（鷺沼駅前地区、柿生駅前南地区）
- ・**土地区画整理事業**（登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区）
- ・**優良建築物等整備事業**（川崎駅北口地区第2街区10番館ビル、向ヶ丘遊園駅前北地区）



■ 今後の費用の見込み

(単位:億円)

事業名及び地区名	令和5年度計画		令和6年度計画	
	事業費	(内、国費)	事業費	(内、国費)
川崎駅周辺地区	7.6	3.7	12.4	6.2
小杉駅周辺地区	0.8	0.4	0.5	0.2
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区	30.5	15.3	2.6	1.3
鷺沼駅周辺地区	4.0	2.0	8.6	4.3
柿生駅周辺地区	12.6	6.3	4.9	2.5
合計	55.5	27.7	29.0	14.5

市街地開発事業や都市基盤の整備等による拠点地区等の整備推進について、各事業等の進捗に応じた財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部地域整備推進課（鷺沼・柿生駅周辺地区）TEL 044-200-2730
 まちづくり局拠点整備推進室（川崎・小杉駅周辺地区）TEL 044-200-3805
 まちづくり局登戸区画整理事務所（登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区）TEL 044-933-8511

道路施設等の計画的な老朽化対策、防災・減災対策の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 道路施設等の計画的な老朽化対策に必要な財政措置を講ずること。
- 2 道路施設等の防災・減災対策に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- インフラの総合的な老朽化対策は、大変重要な課題であり、事故の未然防止やライフサイクルコスト縮減、予算の平準化を図るため「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」、「川崎市道路維持修繕計画」を策定し、橋りょう・横断歩道橋など道路施設等の計画的かつ効率的な点検・修繕を実施しておりますが、施設の健全度の確保など持続可能で効率的な維持管理を行うためには、予防保全の観点から措置を講じる必要があります、計画的な財源確保が不可欠となっております。
- 本市では「川崎市国土強靭化地域計画」に基づき計画的かつ継続的に取組を進めてまいりましたが、近年の災害の頻発化・激甚化等を踏まえ令和3年3月に「かわさき強靭化計画」として見直しを行い、これまで以上に強さとしなやかさを備えた都市づくりを推進するために、引き続き緊急輸送道路の無電柱化など道路施設等の防災・減災対策を強化する必要があります。

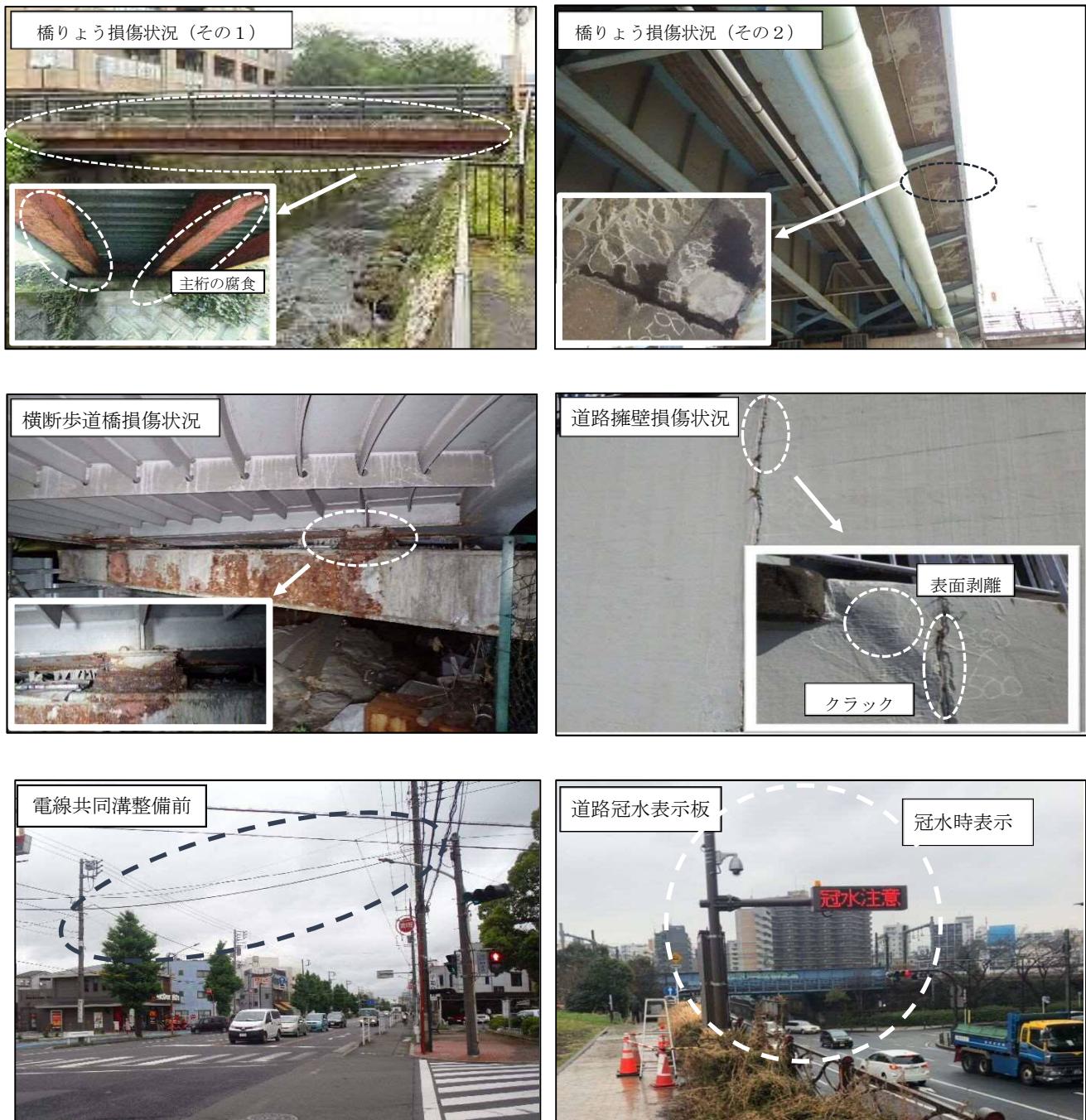
■ 費用

- 令和4年度補助事業費 約11.3億円（国費 約5.6億円）
 - ・ 道路メンテナンス事業費補助 約7.3億円（国費 約3.6億円）
 - ・ 無電柱化推進事業費補助 約1.4億円（国費 約0.7億円）
 - ・ 防災・安全交付金 約2.6億円（国費 約1.3億円）

■ 効果等

- 道路施設等において劣化が進行する前に予防的な対策を実施することにより、大規模修繕や更新を回避し、通行規制等による市民生活への影響の軽減が図られます。
- 道路施設等における防災機能の向上を図ることにより、大規模災害による被害を最小限に抑え、たとえ被災しても迅速な復旧・復興を図ることができます。

主な道路施設の維持修繕事業



**道路施設等の老朽化対策、防災・減災対策を計画に基づき着実に推進するため、
継続して必要な財政措置を講ずること**

我が国成長戦略の一翼を担う重要な地域である川崎臨海部の交通ネットワーク基盤の整備・充実について

【内閣府・国土交通省】

■ 要請事項

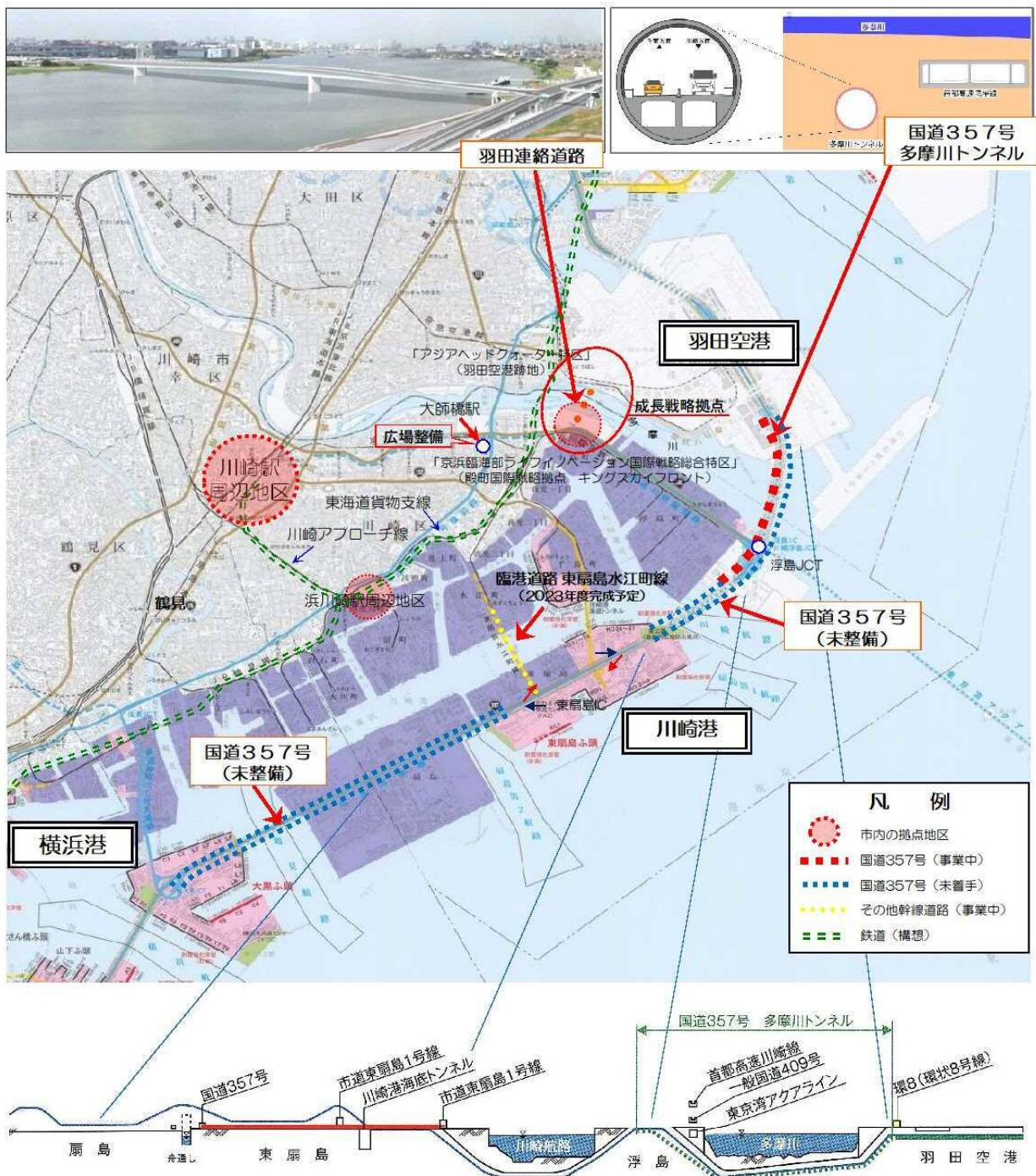
- 1 川崎臨海部は、我が国成長戦略の一翼を担う重要な地域であり、それを支える交通機能について幅広く強化を図っていくため、必要な財政措置等を講ずること。
- 2 羽田空港を中心とした成長戦略拠点の形成及びそれを支える羽田連絡道路の開通後のまちづくりについて、引き続き必要な支援を行うこと。
- 3 首都圏の国際競争力強化などに向け、国道357号の未整備区間について、着実かつ効率的・効果的に整備を進めること。なお、本市未整備区間は、他に例を見ないトンネル工事を複数控える事業環境のため、新たな負担のあり方や推進方策の検討を行うとともに、引き続き、事業費の縮減や費用負担の平準化の検討を行うこと。

■ 要請の背景

- 川崎臨海部は、日本経済の発展に大きく貢献しながら持続的な発展を続けており、平成30年3月には目指す将来像として「臨海部ビジョン」を策定し、基本戦略の一つに「交通機能の強化」を位置付けました。また、本年3月には「臨海部の交通機能強化に向けた実施方針」を策定し、鉄道やバス等の基幹的な交通軸や大師橋駅における新たな交通結節点(交通広場)の整備などに幅広く取り組んでいます。
- 川崎臨海部の交通基盤は、臨海部全体の活性化や災害時の交通・物流機能の確保などの観点からも整備・充実が必要であり、羽田空港や京浜港が立地する空港・港湾の連携軸としても、広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められています。
- このような中、川崎臨海部では、臨港道路東扇島水江町線が事業中です。また、国主催の「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」にて、羽田連絡道路や国道357号多摩川トンネルの整備などが確認され取組が進められています。
- 羽田連絡道路は、令和3年度内の完成を予定していますが、開通後は多摩川両岸が一体的な成長戦略拠点となるよう、更なる産業連携や新たなモビリティなどのさまざまな施策展開が求められています。
- 国道357号は、首都圏の広域的なネットワークを構築する重要な路線であり、その整備効果は広域的に発現し、広く沿線自治体に利益をもたらす路線です。
- また、川崎臨海部のアクセス改善や活性化からも、未整備区間の効率的・効果的な整備の促進が必要です。一方、本市域の多摩川トンネル海側や川崎航路トンネルなどの未整備区間の整備には、膨大な事業費が見込まれます。
- 未整備区間は、羽田空港至近に位置すること等から全国的にもあまり例を見ない大規模なトンネル工事を複数控える直轄国道事業であり、当該路線の特徴である広域的な整備効果等を考慮し、新たな負担のあり方や推進方策の検討が必要です。併せて、事業費の縮減や費用負担の平準化の検討も必要です。

■ 効果等

- 成長戦略拠点の形成 ○ 東京湾岸地域との連携強化
- 京浜臨海部や空港周辺の一般道路交通の整序化 ○ 空港・港湾へのアクセス改善
- 沿道環境の改善 ○ 防災機能の向上



川崎臨海部の持続的な発展

- ・川崎臨海部の基幹的な交通軸や新たな交通結節点の整備など交通機能の強化
- ・全国的にあまり例を見ない事業環境を踏まえた国道357号の新たな負担のあり方の検討

この要請文の担当課／建設総合局広域道路整備室

臨海部国際戦略本部拠点整備推進部

TEL 044-200-2039

TEL 044-200-2547

広域幹線道路網の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 川崎縦貫道路Ⅰ期事業（一般部：国道409号街路整備）の整備推進を図ること。
また、大師河原交差点に架かる歩道橋の架け替えを早期に完了するとともに、川崎大師駅周辺の交通円滑化対策の早期実施に取り組むこと。
- 2 本市では、新型コロナウイルス感染症による社会変容をはじめとした社会・経済の急激な変化を踏まえた川崎縦貫道路のⅠ期の未整備区間およびⅡ期計画の検討が必要であると考えており、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」における川崎縦貫道路との一本化を含めた検討については、こうした状況を踏まえ進めること。

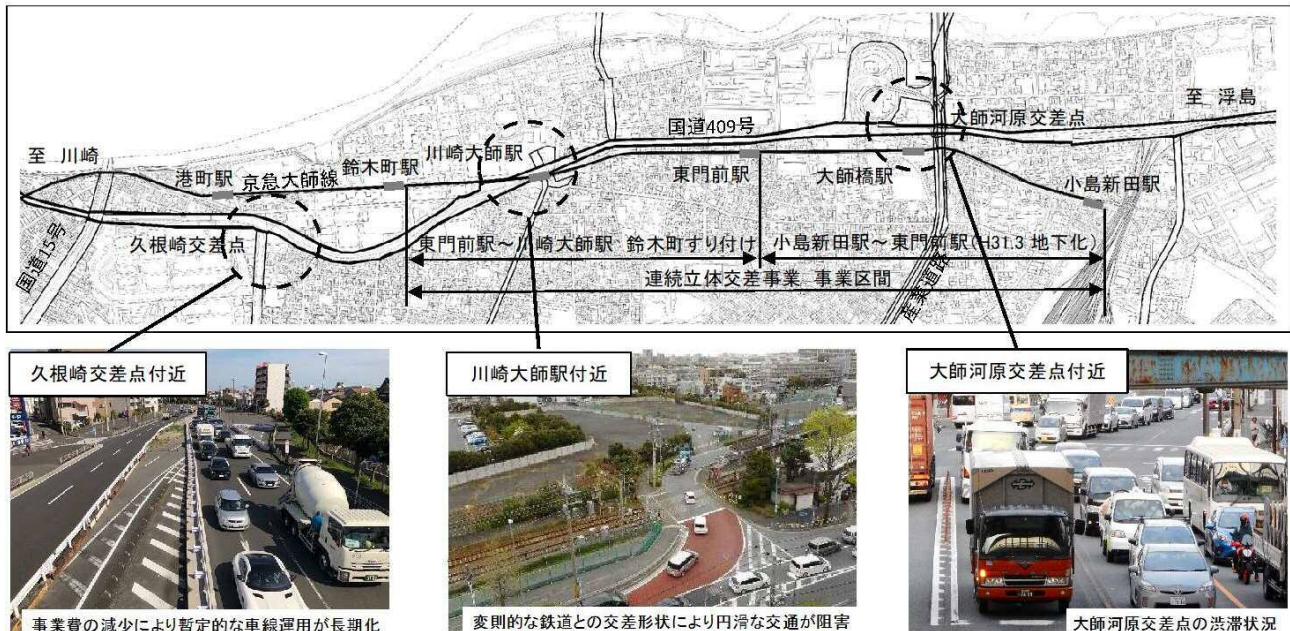
■ 要請の背景

- 川崎縦貫道路は、Ⅰ期事業（浮島～国道15号）が進められていましたが、大師ジャンクション以西の整備が先送りされ、再開にはⅡ期計画について、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）との一本化を含めた幅広い検討を進めが必要です。
- Ⅰ期事業再開までの当面の措置である一般部整備（国道409号）の事業進捗が図られていないため、地元経済団体や住民組織などが早期完成を強く求めています。
- 大師河原交差点周辺では、京急大師線の地下化で踏切が除却され、今後、大師橋駅の駅前広場等の整備が進むことから、駅へのアクセス経路となる大師河原交差点の歩道橋のバリアフリー化を含めた早期の架け替えや、架け替えに併せた交差点周辺で常態化している国道409号の渋滞対策が必要です。
- 川崎大師駅周辺では、鉄道の地下化が計画されているが踏切除却までには時間を要することから、暫定的な対応など交通円滑化に向けて改善を図る必要があります。
- 川崎縦貫道路は「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」の第5回協議会にて川崎縦貫道路との一本化を前提とすべきとの意見が出されています。
- そうした中、人口減少・超高齢社会や新型コロナウイルス感染症による社会変容など、社会・経済が急激に変化しています。本市では、こうした変化により、本市のまちづくりにおける川崎縦貫道路の担う役割等にも変化が生じてきていると考えており、それらについて整理・検討を行うことが必要であると考えています。つきましては、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」における川崎縦貫道路との一本化を含めた検討についても、こうした状況を踏まえて進めることができます。

■ 効果等

- 都市機能強化、交通混雑解消、災害時の輸送路、沿道環境改善
- 二酸化炭素、窒素酸化物等の削減

○国道409号街路整備状況



○東京外かく環状道路計画検討協議会 概略ルート



- ・川崎縦貫道路I期事業（一般部：国道409号街路整備）の整備推進
- ・社会・経済状況などの変化を踏まえた川崎縦貫道路の整理・検討

首都高速道路等の料金施策に係る措置について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 「首都圏の新たな高速道路料金」について、その効果や影響を引き続き検証するとともに、激変緩和措置の長期継続や利用者の利便性向上策について検討すること。
- 2 横浜環状北西線開通に伴う交通状況や影響について十分に調査・分析を行うこと。

■ 要請の背景

- 平成28年4月に導入された「首都圏の新たな高速道路料金」については、平成29年11月に国が公表した「首都圏の新たな高速道路料金導入後の交通状況等について」の中で、都心通過から外側の環状道路への交通転換や、首都高速道路の短距離利用の増加による一般道の交通が円滑化されるなど、ネットワーク整備と相まって、高速道路がより賢く使われる効果が示されておりますが、今後も引き続き、より丁寧な検証が必要です。
- 一方で、令和3年3月には、「首都圏の新たな高速道路料金の具体案」が首都高速道路㈱より発表され、令和4年4月より料金水準の平準化や深夜割引の導入、大口多頻度割引の拡充などが予定されていますが、首都高速道路で設けられている一部車種に対する激変緩和措置の期間は令和4年3月末であり、物流事業者等への影響や一般道への交通転換が懸念されます。
- こうしたことから、物流の効率化等の観点や利用者の急激な負担増による影響を考慮し、激変緩和措置の長期継続や渋滞対策、利用者の利便性向上策について検討が必要です。
- 横浜環状北西線の開通により、市内一般交通も含め、流れが変化していることから、開通後の交通状況や沿道環境への影響について十分に調査・分析を行うことが必要です。

■ 効果等

- 交通の分散化による移動・輸送時間の短縮
- 高速道路の有効活用による一般道の渋滞緩和
- 平均旅行速度の向上に伴う二酸化炭素、窒素酸化物等の削減、沿道環境改善

令和4年4月より予定されている「首都圏の新たな高速道路料金」について

○ 料金水準の平準化（新上限料金）

変更前（令和4年3月31日まで）

	上限料金（税込）
軽自動車等	1,090円
普通車	1,320円
中型車	（激変緩和適用）1,410円
大型車	2,080円
特大車	（激変緩和適用）2,650円

変更後（令和4年4月1日以降）

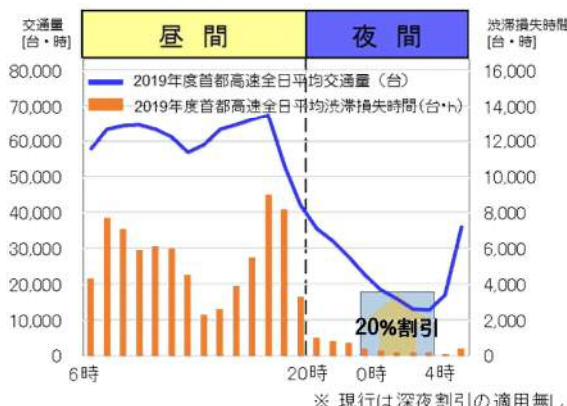
	上限料金（税込）
軽自動車等	1,590円
普通車	1,950円
中型車	2,310円
大型車	3,110円
特大車	5,080円

激変緩和措置の適用が無い場合
更なる負担増

利用者の利便性向上や
負担軽減につながる制度

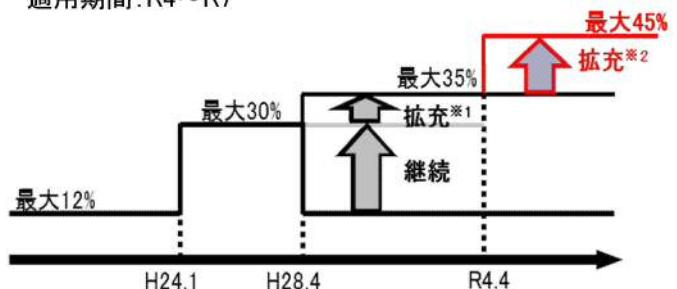
○ 深夜割引の導入

割引率：20%割引
対象車：ETC全車種
適用期間：R4～



○ 大口・多頻度割引の拡充

割引率：最大45%割引
対象車：ETC全車種
適用期間：R4～R7



首都高速道路(株)ホームページ掲載画像を一部加工

- 上記による割引はあるものの、激変緩和措置が終了した場合、中型車と特大車の更なる負担増となるため、物流への影響等が懸念される
(激変緩和措置 社会実験期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日まで)



引き続き、利用者の利便性向上策についての検討が必要
 - 激変緩和措置の長期継続
 - 新たな料金や横浜環状北西線の開通の効果、影響等について検証・分析などを
行い、更なる利便性向上策を推進

この要請文の担当課／建設総合政策局広域道路整備室

TEL 044-200-2039

幹線道路の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

道路整備、街路整備に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 新型コロナウイルス感染症の影響により生活者の意識や行動が大きく変化する中においても、幹線道路は各地への安定的な物流の確保など、都市基盤としての基本的な役割を果たしております。
- こうした中、本市の幹線道路網の整備は未だ低い水準にあり、橋梁整備などによる京浜間の連携強化とともに、南北に長い地理的特性もあり、臨海部から丘陵部に向けた市域縦貫方向の交通軸の機能強化が課題となっています。
- また近年、全国的に激甚化・頻発化する災害への対応として、緊急輸送道路の無電柱化と踏切道の改良を着実に進め、市域の防災力を更に向上させる必要があります。

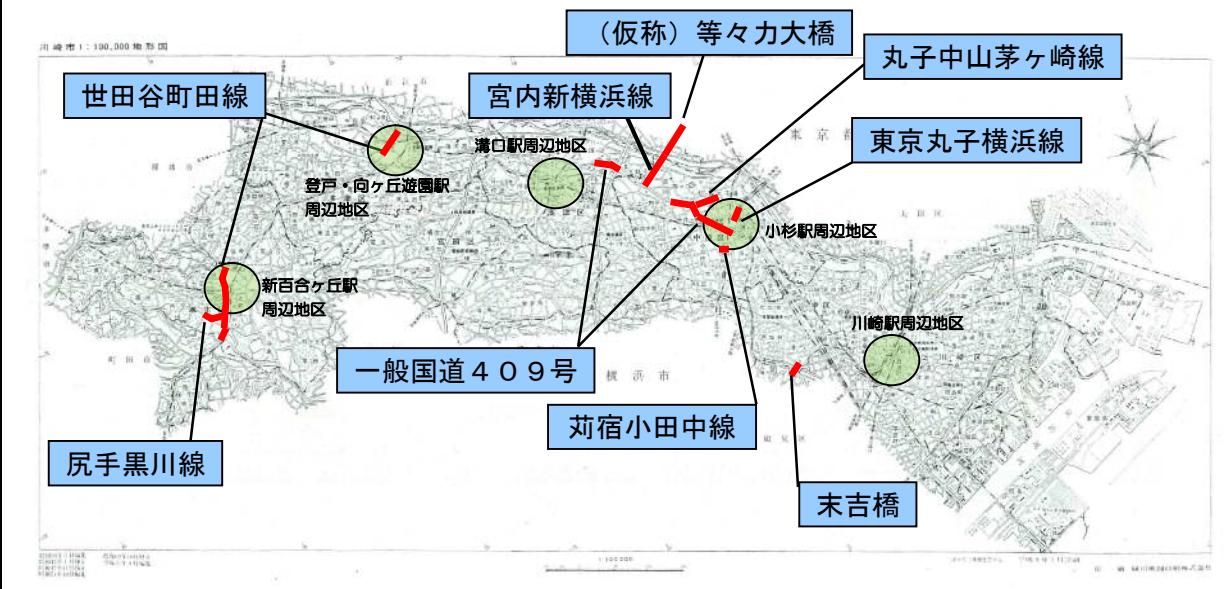
■ 費用

- 令和4年度計画事業費 約71億円 (国費 約29億円)
 - ・ 道路・橋梁事業 約32億円 (国費 約13億円)
 - ・ 街路事業 約24億円 (国費 約10億円)
 - ・ 住宅市街地総合整備事業 約15億円 (国費 約6億円)

■ 効果等

- 緊急輸送道路の無電柱化と踏切道の改良による災害に強いまちづくりの推進
- 渋滞等の緩和による自動車交通の円滑化
- 歩道整備による通学児童等の安心・安全な歩行空間の確保

川崎市の主な事業中の幹線道路

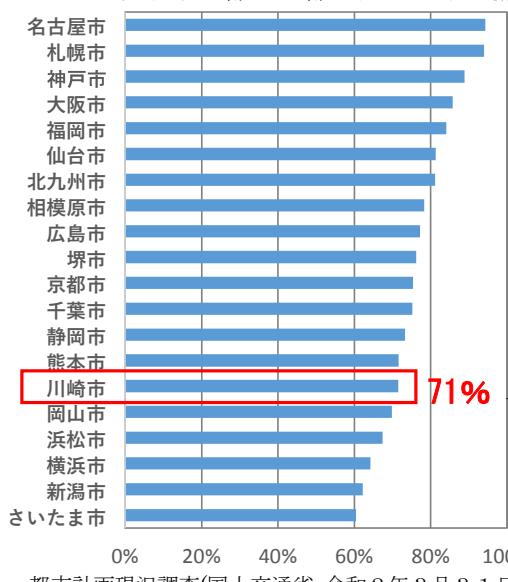


【踏切道の改良】 荻宿小田中線（Ⅲ期）（イメージ図）



【都県境橋梁の新設】 (仮称) 等々力大橋（イメージ図）

図1 20政令指定都市 都市計画道路整備進捗率



【道路の拡幅】 東京丸子横浜線（イメージ図）

○本市における令和2年3月31日現在の都市計画道路の整備進捗率（事業費ベース）は、71%で、
20政令指定都市中 15番目と低くなっている。

幹線道路網の早期整備に向けて、必要な財政措置を講ずること。

京浜急行大師線連続立体交差事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

京浜急行大師線連続立体交差事業については、地下式により施行するため多額の事業費を必要とすることから、計画的な整備推進に対する財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 京浜急行大師線連続立体交差事業は、昭和63年度に国の事業採択を受け、平成5年6月に都市計画決定、平成6年3月に事業認可を得て着手しました。
- 本事業は、円滑な交通流の確保を目的としており、踏切における交通渋滞や事故を解消するとともに、騒音、排気ガス等の自動車公害の低減、分断されている市街地の一体化や防災性の向上が図られることから、着実な事業進捗が期待されています。
- 現在、工事を推進している「小島新田駅～東門前駅間」は、周辺にキングスカイフレントを中心とした世界最高水準の研究開発から新産業を創出するエリア形成が進むなど、一日も早い踏切の除却が望まれていましたが、平成31年3月の地下切替により4箇所の踏切が除却され、踏切を起因とする交通渋滞の解消が図されました。
- 令和3年度は、「小島新田駅～東門前駅間」の大師橋駅駅舎の整備や鉄道施設の撤去を推進するとともに、併せて「東門前駅～川崎大師駅 鈴木町駅すり付け」の今後の取組についても検討を進めており、継続して事業を推進するためには計画的な事業費の確保が必要です。

■ 費用

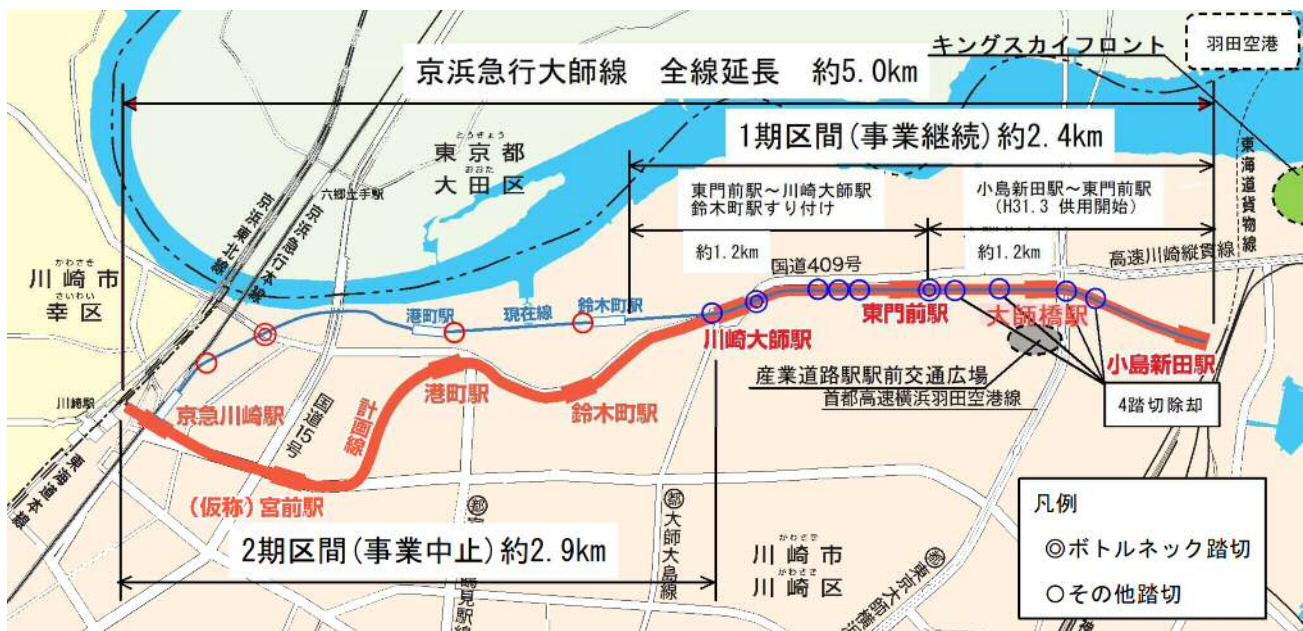
- 総事業費：約1,485億円（補助対象事業費：約1,388億円）
- 令和4年度計画事業費 約21.0億円（国費 約10.5億円）

■ 効果等

- 10箇所の踏切除去による交通渋滞の緩和、沿線環境の改善
- 地域分断の解消による地域の一体化の推進

京浜急行大師線連続立体交差事業の概要

1 事業概要



2 諸元

- 計画区間 小島新田駅～鈴木町駅
- 計画期間 平成5年度～令和6年度
- 事業の概要 延長 約2.4km
除却踏切数 10箇所
- 総事業費 約1,485億円
(国費約702億円、市費約724億円、鉄道事業者負担額約59億円)
- 補助対象事業費 約1,388億円
(小島新田駅～鈴木町駅については、地下構造に対する補助対象額)

3 スケジュール

- 令和3～4年度 小島新田駅～東門前駅：工事推進
- 令和5年度 小島新田駅～東門前駅：工事完成

※東門前駅～川崎大師駅 鈴木町すり付けについては、令和3年度の検討結果を踏まえた取組を実施

JR南武線連続立体交差事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

JR南武線（矢向駅から武蔵小杉駅まで）連続立体交差事業及び関連都市基盤について、今後の取組に対して必要な財政措置等の支援を講ずること。

■ 要請の背景

- JR南武線は、川崎駅から立川駅までを結び、首都圏において環状方向の鉄道輸送の一翼を担う鉄道路線であり、本市域を縦断し、市内の各拠点を結ぶ、本市において重要な交通基盤です。
- 沿線の武蔵小杉駅や鹿島田駅周辺では、企業の研究開発機能の集積や大規模な都市型住宅の整備が進んでいますが、一方で、開かずの踏切に起因する国道409号などの渋滞や踏切遮断中の横断といった道路交通に関する課題、また、路線バスの速達性低下・通学児童などの安全性の低下など地域の生活利便性や生活環境に関する課題、さらには、災害発生時の物資輸送を担う緊急輸送道路や広域避難場所への避難路確保など、災害に対する課題が顕在化しております。
- 今後の社会変容をはじめとする社会経済動向や、市民ニーズの変化を踏まえた検討を行うため、令和2年度の都市計画決定を見送り、必要な検討を実施した上で、令和3年度に検討結果を明らかにすることといたしました。令和4年度は令和3年度の検討結果を踏まえた取組を実施してまいります。

■ 費用

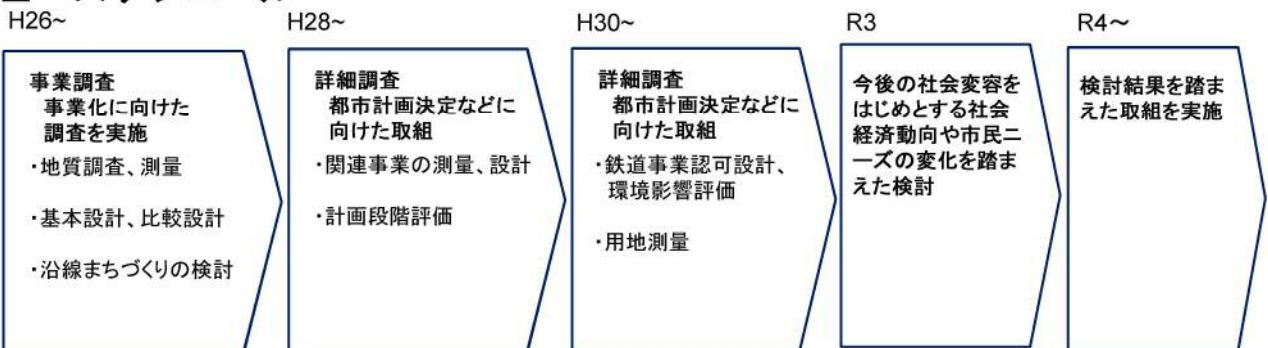
- 総事業費：約1,479億円

■ 効果等

- 踏切除却による交通円滑化
- 公共交通の生活利便性の向上や沿線小学校の通学路踏切の危険性解消
- 緊急輸送道路や広域避難場所への避難路の確保



■ スケジュール



この要請文の担当課／建設総合局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-3499

川崎港の機能強化について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 国際戦略港湾「京浜港」の一翼を担う川崎港において、国際競争力の強化に向けた物流機能の強化や、緊急物資輸送ルートのリダンダンシー（代替性）の確保による防災機能の強化を図るため、臨港道路東扇島水江町線の早期完成に必要な財政措置およびコスト縮減策を講ずること。
- 2 港湾物流機能の効率化、港湾コストの低減に資する、タグボートの定係地確保に向け、小型船溜まりの防波堤整備に必要な財政措置を講ずること。
- 3 大規模災害に備えるため、海岸保全施設の整備に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 東扇島地区は、物流車両の増加に対応するための交通機能の拡充及び内陸部と基幹的広域防災拠点とを結ぶ緊急物資輸送ルートのリダンダンシー（代替性）の確保が重要な課題です。臨港道路東扇島水江町線整備については、引き続きコスト縮減を図るとともに、整備を促進し、交通ネットワークの早期強化が必要です。
- 小型船溜りは、港湾計画においてタグボートや官公庁船等の基地として計画しておりますが、川崎港利用コスト低減に向けたタグボートを誘致するため、また基幹的広域防災拠点との連携や官公庁船等の基地による防災性の向上を図るために、静穏度を確保するための防波堤を整備する必要があります。
- 首都直下型地震等の大規模地震による津波や、大型台風による高潮等の大規模自然災害に備えるため、海岸の防災・減災対策を推進することが必要です。

■ 費用

- 令和4年度計画事業費 約167億円（国費 約108億円）

■ 効果等

- 京浜港における交通ネットワークの拡充
- 港湾物流機能の効率化による京浜港の国際競争力の強化
- 大規模災害等に対する防災・減災機能の強化



この要請文の担当課／港湾局整備計画課 TEL 044-200-3060

令和4年度
国の予算編成に対する要請書

令和3年6月発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町 1 番地
電話 044(200)2183